

監査結果公表第3号

定期監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査（財務監査・行政監査）を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和3年3月11日

四日市市監査委員	加藤	光
同	廣田	正文
同	森川	慎
同	荒木	美幸

目 次

監 査 対 象

市民文化部	1
地区市民センター（6センター）	
こども未来部	11
保育園（5園） 幼稚園・こども園（6園）	
教育委員会	24
小学校（10校） 中学校（5校）	
教育委員会	38
教育総務課 教育施設課 社会教育・文化財課 図書館 博物館	
学校教育課 人権・同和教育課 指導課 教育支援課	

市民文化部 地区市民センター

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
対象部局 市民文化部 地区市民センター
対象年度 令和元年度
対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 各地区市民センター
監査期間 令和2年10月27日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

- ・24地区市民センターのうち、次の6センターの監査を行った。
海蔵地区市民センター、大矢知地区市民センター、神前地区市民センター、水沢地区市民センター、塩浜地区市民センター、楠地区市民センター
（塩浜地区市民センター、楠地区市民センターは、書面監査）

地区市民センターの主な業務内容（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【地区市民センター】

(1) 地域振興に関する事務
ア 地域的諸課題に関すること。
イ 地域福祉に関すること。
ウ 住民の相談に関すること。
エ 広報広聴に関すること。
オ 公共的団体との連絡調整に関すること。
カ センターの施設、設備及び地区内の公共施設等の利用計画の企画調整に関すること。
キ 市長並びに各委員会に対する諸願及び進達に関すること。
ク 自主防災組織に関すること。
ケ 市連絡員に関すること。

コ センターの庶務に関すること。
サ その他地域振興に関すること。
(2) 社会教育に関する事務
ア 定期講座の開設に関すること。
イ 討論会、講演会、実習会、展示会等の開催に関すること。
ウ 図書、記録、資料等を備え、住民の利用に供すること。
エ 文化、体育、レクリエーション等に関する集会の開催に関すること。
オ 社会教育関係団体に関すること。
カ センターの施設及び設備の使用許可に関すること。
キ その他地域社会教育に関すること。
(3) 窓口に関する事務
ア 戸籍、住民基本台帳、在留関連事務及び特別永住許可事務に関すること。
イ 市長及び各委員会に対する届、申請等の受付に関すること。
ウ 諸証明に関すること。
エ 市税、手数料その他の歳入金の収納及び還付に関すること。
オ その他窓口事務に関すること。

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 多様なセンター業務への本庁の認識不足によるリスク
- (5) 物品購入や小規模修繕の仕様、図書選定等リスク（客観的な視点の欠如）
- (6) 紛失、数え間違い等現金管理が適切になされないリスク
- (7) 生涯学習事業やまちづくり活動のリスク（知見、経験の不足）
- (8) 窓口の待ち時間短縮に伴うリスク
- (9) 内部統制のリスク
- (10) 財産管理が適切になされないリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意

するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクは相当程度あるものと評価した。事前調査の結果、事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われな いリスク	4 / 4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	8 / 8	
支出事務	ア 歳出予算（報酬、給料、職員手当等及び共済費、恩給及び退職年金費、賃金を除く）の執行を行っているか	不適切な金銭での支出、支払遅延など支出が適正に行われ ないリスク	2 / 6	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われ ないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	8 / 8	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がない リスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっている リスク 資産が不適正又は目的外に使用さ	4 / 4	

		れるリスク		
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ・ 窓口担当の応援体制に無理が生じているのではないかな。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 窓口担当が1人となっている地区市民センターでは、窓口担当が年休を取得する日は、窓口担当が2人いる他のセンターから、事前に日程調整をして応援に来てもらうことで対応しているが、応援側のセンターでも個人番号カード（マイナンバーカード）への対応や窓口職員の長期休暇や年休取得があるため日程調整が難しい状況も生じている。

また、当日の突発的な病気や事故に対しては体制を整えるのが困難なことも想定される。

△ 応援側となる窓口担当が2人いるセンターでは、窓口担当を応援に派遣すると窓口担当が1人となり、窓口が混み合った際にスムーズに対応できないなど、市民サービスの低下につながることを想定される。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）の交付等に伴う業務量増加への対応が適切になされていないのではないかな。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 個人番号カード（マイナンバーカード）の交付等の業務について、令和2年度は、コロナに伴う特別定額給付金の電子申請に必要なことやマイナポイントが付与されることを国がPRしていることもあり、多くの市民が交付申請に訪れて業務量は増えている。

センターによって業務量の差はあるようであるが、個人番号カード（マイナンバーカード）に関する端末機の操作を地域マネージャー以外の全職員が習得するなどの対応をしている。

また、10月からは時間外にセンター職員が市民課の応援へ行っているが、一部の職員に業務が偏らないよう正職員全員で順番に応援へ行くことで対応している。

以上のことから、個人番号の交付業務への対応はできているが、センター業務全体の業務量の増につながっている。

- ・ 管理職の時間外勤務が可視化されず、過労となっているのではないかな。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 管理職は年間を通して地域行事や地域の会議に参加しており、土日の出勤や夜間の勤務の回数が多いが、時間外勤務手当の対象外であるためデータがなく、地域の会議等が多いセンターでは適切な労働時間を超過している可能性がある。

意見

【共通事項】

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、民間労働者は36協定で定める時間外労働の上限規制等が導入されている。国家公務員においても人事院より、管理職を含めた超過勤務命令を行うことができる上限を定めることなどの長時間労働の是正に関する報告が行われている。

市の管理職においても、時間外勤務が適正な範囲で行われるよう管理すること。

- ・ 地域マネージャーが会計年度任用職員の立場になったことにより、勤務体制に無理が生じているのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 令和2年度より地域マネージャーが会計年度任用職員の立場になったことにより、勤務形態が週30時間勤務から平日の週5日勤務に変更となっている。地域マネージャーの業務は、地域社会づくり業務全般に携わっており、土日の地域行事への参加や夜間の地域会議に参加しており、時差出勤が困難なセンターにおいては勤務体制に無理が生じている。

（4）多様なセンター業務への本庁の認識不足によるリスク

- ・ 地区市民センターでは様々な業務を行っているが、本庁において可視化されず適正な業務量が把握されていないのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 地区市民センターでは、所管する市民文化部のみならず他部局からも各種業務依頼を受けているが、センター所管課が、蓄積した業務量やセンターごとの業務の多寡や偏りを把握しにくい状況となっている。

また、センターへの依頼案件については館長会に諮ることとなっており、館長会では、本庁で対応できるような業務は本庁で対応するよう要望しているが、センターに依頼される業務は増加している。

（5）物品購入や小規模修繕の仕様、図書選定等リスク（客観的な視点の欠如）

- ・ 物品購入、小規模修繕について、客観的な視点で行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 地区市民センターでは、様々な事業の実施や施設管理に必要な消耗品の購入や施設修繕を行っている。発注に当たってはセンター内で仕様の検討を行っていた。
また、図書選定について、市民からのリクエストのほか、話題の図書を中心に、館長、副館長、事務補助員で検討を行ったうえで購入していた。

（6）紛失、数え間違い等現金管理が適切になされないリスク

- ・ 現金の管理が適切になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 窓口での現金の取扱いや保管について、複数の職員や上位職によるチェックなど内部牽制体制を再点検し、引き続き厳重な管理と事故防止を徹底する必要がある。

意見

【共通事項】

- ① 窓口での金銭授受時における丁寧な確認（金銭トレイによる金銭の授受、視覚・聴覚による金額の相互確認など）を改めて徹底すること。

【大矢知地区市民センター】

- ② 窓口事務の効率性を確保するためレジスターは、業務時間中、常に開放された状態にしているとのことである。現金管理に内在するリスクの重要性を意識して、窓口に来訪したお客様からレジスターの中の金銭が見えないように配慮するなど、事務の効率性とのバランスを図りながら引き続き厳重な管理を徹底すること。
- ・ 収納金として多くの現金を取り扱っているが、現金の過不足などが生じた場合の対応をセンター独自で行っているのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 地区市民センターでは、戸籍・税関係の証明の発行や貸館をしており、1日あたりで多くの収納金を処理している。そのため、窓口で現金を取り扱う場合はダブルチェックを行うなど慎重な対応をしており現金の過不足などは発生していないが、人的ミスが発現する可能性も想定され、発現時の影響は大きい。リスクの可能性の大小にかかわらずあらゆる場合を想定して、センターで統一された対応マニュアルの整備が必要である。
- ・ 金融機関へ収納金を入金するための移動は2人で行うこととしているが、金融機関との距離がある地区市民センターにおいては、移動に要する時間が大きな負担となっていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ センターによっては、2人の体制が取れずに1人対応となっているところもある。職員配置や業務内容、来客数、金融機関からの距離によっては、2人を確保することは困難なセンターがあることも理解できるため、センターに一任するのではなく所管課も含めて、安全かつ効率的、現実的な運用を確立する必要がある。

（7）生涯学習事業やまちづくり活動のリスク（知見、経験の不足）

- ・ 地区市民センターに生涯学習事業やまちづくり活動のスキルを持った職員の配置や研修体制が整備されていないのではないか。
- ・ 地域のまちづくり活動やグループ化につながるものではなく、興味本位のカルチャータン内容になっていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 地区市民センターでは、生涯学習の振興やまちづくり活動を目的として教室や講座を開催することになっており、生涯学習やまちづくりのスキルや企画力を身につけるため、業務の合間をぬって研修へ参加しているセンターも見受けられた。しかし、そうした機会は少なく、館長会での情報共有が年1度行われている程度であった。

（8）窓口の待ち時間短縮に伴うリスク

- ・ 窓口の待ち時間を短縮するための全員対応の取組みが他の業務の阻害になっていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 窓口が混み合った時に、窓口の待ち時間を短縮するため館長を含め全センター職員が応援して窓口業務を行っているセンターが見受けられた。市民側に立てば、最優先で取り組むべき業務ではあるが、その間、応援に回った職員の業務がストップするなどの弊害も生じる可能性がある。一方で、業務内容別の吊看板を設けて担当内容を明確にしたり、整理券を配布するなどの工夫をしているセンターもあり、センター間で統一した対応が必要である。

（9）内部統制のリスク

- ・ 支出事務や証明事務等でミスが顕在化しており、内部統制が機能していないのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 支出事務や証明事務等でミスが顕在化している。職員等の知識不足、取扱事務の複雑化、職員不足や来客を待たせまいと慌てて対応することなど、様々なリスクが想定される。リスクを想定し、内部統制が機能する体制づくりが必要である。

意見

【共通事項】

- ① 地域活動費（館長権限予算）の委託について、仕様書の内容が不十分であり適正な見積りを行うことができない。市が行うべき事業を委託しているので、見積書の積算が妥当であることを確認できるよう適切な仕様書にすること。
- ② 消費税改定に伴う契約事務について、請書の変更を行っているセンターと9月の契約当初から消費税改定後の金額で請書を受けているセンターがあった。どちらも適正な契約事務とのことではあるが、館長会で情報の共有を図るなど、センターごとで事務処理に違いが生じないように取り組むこと。

（10）財産管理が適切になされないリスク

- ・ 財産管理が適切になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 多くの市民が訪れる地区市民センターの敷地及び施設については、日常的に整理整頓を行い、適切に管理する必要がある。

意見

- ① 館敷地及び施設内の整理整頓と安全面への配慮について

【海蔵地区市民センター】

ア センター入口付近に設置されているショーケースの中の展示物が雑然としていたり、掲示場の中の汚れが目についたりした。館敷地及び施設内の整理整頓をこまめに行うこと。整理整頓に当たっては男性の視点だけでなく女性の視点も取り入れること。

【大矢知地区市民センター】

イ 倉庫内の高所に大きな立て看板が置かれていたり、センターの建物裏に古くなった農作業用一輪車が車輪を上にした状態で置かれていたりした。当センターは小学生の登校時の集合場所にもなっているとのことであり、子どもや地域の人が多く利用することから館敷地及び施設内の安全面に十分な配慮を行うこと。

【神前地区市民センター】

ウ 地区市民センターの敷地内にある側溝にゴミや土砂が残っていたり、草刈りが行き届いていないところがあった。また、室内外の書庫、倉庫や図書室にある書棚の引出しの中など、整理整頓が十分行われていなかった。不要なものは処分して整理するとともに、倉庫内の高所にあるものは地震などの災害を想定してネットを張るなどの安全対策を行い、地域住民が安全・安心に気持ちよく利用できるセンターとすること。

【神前地区市民センター】

- ② 公有財産等の適切な管理について

倉庫の外壁の錆びが酷くなっているなど、建物・工作物、備品などの管理状況が把握できていないものが見受けられた。センター職員が減っている中、正確に管理状況を共有するためにも適切な管理を行うこと。

評 価

【水沢地区市民センター】

地区市民センターの敷地内、館内外の清掃や書庫等の整理整頓が行き届いていた。施設を適切に管理することは、作業の無駄を省き、業務を行いやすくするとともに誤りの防止にも繋がるので、良い事例として他のセンターも模範とすること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意 見

【共通事項】

① 地域マネージャーの活動について【住民福祉の向上の視点】

地域マネージャーは、地域のまちづくりの要としての役割を担っている。自治会等の地域の団体や地域の人々との強固な信頼関係を構築することにより、地域と協働・連携したまちづくりの推進に引き続き取り組むこと。

② 地域活動を生かした地域づくりについて【住民福祉の向上の視点】

市全体において、地域活動の担い手の不足と高齢化が課題であり、人材の固定化も見受けられる。地域での共助を円滑に行い、より良い地域社会づくりを行うためには、担い手の存在が必要不可欠であるので、館長、副館長、地域マネージャーは地域活動や生涯学習振興事業において、様々な団体と交流して人脈をつくり、将来的に地域におけるまちづくりを担う人材の発掘と育成に引き続き尽力し、取組みを図ること。

また、地域ごとに特性が異なり、新旧の住民がいるところでは昔からの習俗や神社といった新たな住民には関わりにくい課題もある。そうした地域性を館長、副館長、そして地域マネージャーは理解した上で地域のまちづくりを進めていくこと。

③ 災害時における避難所機能の強化について【有効性の視点】

地区市民センターは地震や台風などの災害時における避難所となっているが、コロナ禍における避難所の「3密」対策の強化を図ること。

④ サークル活動等の再開・回復に向けた支援について【住民福祉の向上の視点】

新型コロナウイルス感染予防のため、サークル団体によっては活動を自粛するところもあるが、活動の再開・回復に向けて貸館では密を回避したうえでの使用で支援していくこと。

⑤ こにゅうどうくんうちわ交付事業について【有効性の視点】

転入手続に来庁した市民を対象に交付している「こにゅうどうくんうちわ」は、市内施設の無料利用券が付いた金券に類似したものであり、各地区市民センターで多数の在庫が発生している。交付時に市民からいただいた声や交付状況などからこの事業の効果を検証・分析し、その結果について、市民と直に接する現場の声として事業管理所属（市民文化部市民課）に対し意見をすること。

また、無料利用券の有効期限が切れた「こにゅうどうくんうちわ」は、金券管理のルールに基づいて適切に処理すること。

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 こども未来部 保育園

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 各保育園

監査期間 令和2年10月29日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

・市立保育園23園のうち、次の5園の監査を行った。

四郷保育園、あがた保育園、羽津保育園、下野中央保育園、くす北保育園

（くす北保育園は書面監査）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 出先機関のリスク（マネジメントの目が行き届かない）

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(4) 複雑な雇用形態の中での情報共有阻害のリスク

(5) 新規採用職員の不安解消についてのリスク

(6) 多様化する課題に対する保護者支援についてのリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査ではリスクは低いと考えられたが、財務会計事務、文書事務などの事務一般について、一定数の不備が散見された。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4/4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	4/12	○
支出事務	歳出予算（報酬、給料、職員手当等及び共済費、恩給及び退職年金費、賃金を除く。）の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2/12	○
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4/8	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4/4	
情報管理	個人情報を扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4/4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4/4	○

(2) 出先機関のリスク（マネジメントの目が行き届かない）

- ・ 保育業務の合間に書類作成、書類の確認作業等の事務処理を行う必要があり、さらに、出先機関であることから、事務上の不備が生じやすいのではないかと。保育幼稚園課の

チェックは行き届いているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 支出負担行為兼支出命令書等財務関係書類は保育幼稚園課の決裁を受けるものの、修正等で保育園と保育幼稚園課との間のやりとりに時間がかかることもあり、保育園によっては支払遅延が散見されるところがある。

指 摘

【共通事項】

支払遅延は、法が遵守されていないこととなり、市の信頼が失墜するリスクになる。出先機関であるので決裁等に時間を要する可能性があることも念頭に、速やかに処理を行うこと。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 全ての保育園ではないが、年間360時間を超える時間外勤務を行っている職員が見受けられる。職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの実現のため、引き続き勤務時間管理の適正化と職員の意識改革を推進する必要がある。

意 見

【四郷保育園】【あがた保育園】【下野中央保育園】

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。園だけで対応できない事情があるのであれば、保育幼稚園課とも相談して対応すること。

(4) 複雑な雇用形態の中での情報共有阻害のリスク

- ・ 正職員も含めさまざまな雇用形態があるので、勤務時間が異なる職員の間での意思疎通、情報共有が難しくなることによって、職員間の連携に支障をきたし、職務の達成度が低下するようなことはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 職員が出勤したら個別に必要事項を伝えたり、ホワイトボードや連絡ノート、回覧等で全職員の出勤状況や、その日の園児数、共有すべき情報を把握できるようにしている。

意見

【共通事項】

職員間の引継ぎや報告・連絡・相談を徹底することで、ひとりひとりの子どもの一日の流れを確実に共有し、エラーが起こらないようにすること。

(5) 新規採用職員の不安解消についてのリスク

- ・ 特に新規採用職員等の経験年数の少ない職員において、多くの問題を抱え込み過ぎることで、心理的な負担等からあらゆる負荷がかかり、心身に影響を及ぼしたり、ひいては離職につながって保育業務が手薄になったりするようなことはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 各研修のほか、保育幼稚園課所属の元園長による園訪問により、園内の職員には話しづらくも聞く機会を設けている。園内でもヒアリングを行い、自らの保育に自信を持ってもらえるようにフォローアップしている。

意見

【共通事項】

- ① 一方的に指導するだけでなく、その職員に適した方法で、その職員の中にある答えを引き出すコーチングの視点も持った、育成の体制を構築すること。
- ② 経験年数の少ない保育士には特に心を配り、精神的に落ち着けるような指導を心がけること。
- ③ 産育休からの復帰時のフォローアップや目配りも引き続き適切に行うこと。

(6) 多様化する課題に対する保護者支援に関するリスク

- ・ 就学前の不安感、子育て全般についての不安感を抱く保護者は多くおり、ひとり親家庭で一人で悩みを抱えている保護者もいる。また、特に特別支援児の保護者は大きな不安を抱えやすい。課題の多様化の中で、そういった保護者への対応が不十分となっていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 保護者との信頼関係を築くため、毎日の送迎時の保護者とのやりとりを大切にし、その日の子どもの様子を、どんなささいなことであっても何か具体的に伝えるようにしたり、話しやすい雰囲気づくりを意識したりしている。そうすることで、保護者の思いを引き出すことができるように努めている。

また、特別支援児の保護者同士の情報共有の場を持ったり、必要に応じ保護者との個人面談も随時行っている。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）からの着眼点に着目して行った監査結果 指 摘

【共通事項】

① 施設の補修について【住民福祉の向上の視点】

修繕のうち、園で執行できない10万円以上の案件については、保育幼稚園課の所管となるが、園からの要望への対応の遅れが目立つ。老朽化したフェンスなど、数年前から保育幼稚園課に補修要望をしているにもかかわらず、依然として未対応となっているものが多数ある。園の安全のため、早急に補修、修繕を行うこと。時計台の時計が止まったままであるといった、安全性には直接関係しない不具合についても、保育環境を整える上で軽視することができないので、予算の確保に努め、速やかに対応すること。

② 事故の防止について【住民福祉の向上の視点】

- ・園の周辺道路との境に埋まっている石は、暗がりではもとより、明るい時間帯であっても、園児にとっても周囲の人にとっても危険である。【四郷保育園】
- ・園庭に残っている小さい切り株や、園庭等のグリーンの数物がずれたりめくれかけたりしていることにより、つまづく可能性がある。【あがた保育園】
- ・倉庫の上段に重いものが置かれており、それを取り出したり収納したりする職員にとっても危険である。【あがた保育園】

上記のような、危険箇所が見受けられた。ヒヤリハットやアクシデントについて、原因をよく検証し、危険が想定される環境は直ちに見直し、保育幼稚園課に対応を要望することを含め、重大な事故が起こらないよう対策を行うとともに、特に経験年数の少ない保育士へ、事故防止の指導を行うこと。

【羽津保育園】

③ 駐車場の安全について【住民福祉の向上の視点】

園児送迎用駐車場について、朝の送迎時の混雑時に職員が誘導を行うなどにより対応しているが、出入り口に接する道路幅が狭いこともあり、送迎の車が数台続いて駐車場に入るような場合に、通行する車が後ろで待つような状況が生じ、トラブルになることもあるとのことである。事故の起こらないよう十分注意するとともに、安全面と送迎車のスムーズな出入りを行うため、早急に対応すること。

意見

【共通事項】

① 特別支援の必要な園児の保育について【住民福祉の向上の視点】

特別支援を要する園児の保育を担う役割は、公立の園に特に期待されている。加配保育士だけでなく、全職員が、関連知識及び情報を共有し、園全体でその保育を支える仕組みを作っていくこと。

② 外国にルーツを持つ園児への対応について【住民福祉の向上の視点】

日本語能力の不足によって特別支援を要するという結論に至ることのないよう、各園児の特性を注意深く見守ること。

③ 園児の怪我等の原因分析について【有効性の視点】

日本スポーツ振興センター共済給付手続を通じて、園児の怪我等の発生状況と原因を把握・分析し、施設設備の不備が原因であれば、再発防止のため、改善を図ること。また、

ヒヤリハットの記録についても、内容の分析に努め、事故防止につなげること。

④ 食物アレルギーのある園児への対応について【住民福祉の向上の視点】

食物アレルギーのある子どもの除去食について、引き続き、事故の起こらないように注意深く対応すること。

⑤ 子育て支援センターについて【住民福祉の向上の視点】

子育て支援センターにおいても、問題を抱えていると思われる子どもや家庭の存在を、プロの目で見えて気づき、適切な対応をすること。

⑥ 施設の整備について【住民福祉の向上の視点】

園の周辺を取り囲むフェンスの錆び、遊具や机、設備の色の剥げが目立つ。子どもが見て楽しい色使いにするといった対応を検討する等、より安全で良い保育環境にしていくための「気づき」を大切に、環境整備につなげること。簡易なペンキ塗装など、可能なものは園の職員で対応することも検討しつつ、保育幼稚園課への補修要望が必要なものについては強く要望していくこと。

⑦ 清掃管理について【住民福祉の向上の視点】

園の敷地内において、雑草や、特に樹木の多い園では枯葉がたまっているのが目に付く部分がある。こまめに処理すること。

⑧ ブランコの安全管理について【住民福祉の向上の視点】

ブランコの取扱いについて、園によって異なっている状況にある（座席部分が取り外してある、支柱にくくりつけてある、そのままの状態としている等）。子どもたちの安全のためにどうすべきか、市として統一したルールを定め、運用すること。

⑨ 予算の計画的な執行について【有効性の視点】

管理運営費の需用費の未執行金額が大きい場合がみられた。修繕が必要となった時のために残したものがそのまま残ったというようなことが考えられるとのことだが、できる限り具体的な見通しを立て、予算を有効活用すること。

⑩ 教材費の十分な活用について【住民福祉の向上の視点】

今までは、教材にかかる予算が十分でなく、折り紙等も、余った包装紙を切って代用したりと、手作りで対応することが多かったが、教材用の予算として、令和元年度より、教材費が設けられた。これを活用し、子どもの教育において必要なものにかかる予算は今後とも十分要求すること。

⑪ 事務処理のICT化について【効率性の視点】

保育日誌等の事務仕事のICT化は、業務の効率化、保育士の負担軽減につながる。若手職員の意見も聞き、早期の導入を保育幼稚園課に求めていること。

⑫ 新型コロナへの対応について【住民福祉の向上の視点】

新型コロナへの対応に特化したマニュアルはないとのことだが、情報や経験を積み上げて記録し、残していくこと。

⑬ クレーム対応について【住民福祉の向上の視点】

理不尽なクレームに対しては、職員を守るためにも、保育幼稚園課にも報告し、組織で共有して引き続き対応していくこと。

【羽津保育園】

⑭ 学びの一体化について【有効性の視点】

学びの一体化のため、羽津中学校の生徒が年2回、当保育園を訪れ、合唱や合奏といった演奏会を行っている。音楽が感性に与える影響は大きいと思われるので、できる限り継続していくこと。

【下野中央保育園】

⑮ 狭い園庭について【住民福祉の向上の視点】

園児数に比較して園庭が狭い。時間の割振りなどにより、園庭が混みあわないよう工夫されているが、引き続き、事故が起こらないよう十分な注意を払うこと。

こども未来部 幼稚園・こども園

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 こども未来部 幼稚園・こども園

対象年度 令和元年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 各幼稚園・こども園

監査期間 令和2年11月4日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

・市立幼稚園・こども園23園のうち、次の6園の監査を行った。

泊山幼稚園、塩浜こども園、羽津幼稚園、笹川中央幼稚園、常磐中央幼稚園、下野幼稚園
（常磐中央幼稚園、下野幼稚園は、書面監査）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 出先機関のリスク（マネジメントの目が行き届かない）

(3) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(4) 園の持続性に関するリスク

(5) 園内における園児の安全が十分にとられていないリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクの低い所属と考えていたが、事前調査の結果、財務会計事務などの事務一般において、一部不適切な事務が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算（報酬、給料、職員手当等及び共済費、恩給及び退職年金費、賃金を除く。）の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2 / 2	○
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	○
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 出先機関のリスク（マネジメントの目が行き届かない）

- ・ 前年度監査時よりも不適切な事務処理についての指摘が増えているため、保育幼稚園課のチェックが行き届いていないのではないかと懸念される。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 消耗品等の納品後請求書を受領し、支出負担行為兼支出命令書を作成して保育幼稚園課に提出し、チェックを受けるが、誤りがあると幼稚園に戻り修正等のやりとりがあること

から支払遅延となる事例が見受けられた。

指 摘

【共通事項】

- ① 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

【羽津幼稚園】

- ② 原課契約工事発注において、業者への見積依頼を行う際に、見積依頼書に見積依頼日を記載するとともに、業者から提出された見積書や請求書の代表者名や印鑑の押印漏れについて確認を行うなど、適切な会計事務に十分留意すること。

(3) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の教職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × こども園の保育教諭の一部が年間360時間を超える時間外勤務を行っていた。保育教諭の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの実現のため、引き続き勤務時間管理の適正化と保育教諭の意識改革を推進する必要がある。

意 見

【塩浜こども園】

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

(4) 園の持続性に関するリスク

- ・ 少子化により今後ますます幼稚園に入園する園児が減少するのではないかと。
また、幼児教育・保育の無償化の影響により、私立幼稚園、保育園への流出があるのではないかと。こうした状況が続けば幼稚園の存続に関わるのではないかと。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 園児の減少により4歳児と5歳児を合わせた混合クラスが年々増加している。市立幼稚園の維持、存続について検討が必要なのではないか。

意見

【共通事項】

園児の減少が続いており、入園申込者も減少し続けている。保育の現場では、保護者や職員が園の存続に対する不安を抱えながら保育が続けられている。また、あそび会へ参加する未就園児の保護者の質問や要望に対しても、説明することができないような状況にあるため、現場の声や保護者の要望が保育幼稚園課に理解されるよう努めること。

(5) 園内における園児の安全が十分にとられていないリスク

- ・ 園舎内や遊具等で、不具合がある状態で放置されているものはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 施設や遊具等に錆等不具合が見受けられた場合には、保育幼稚園課に施設整備の要望を行っている。

意見

【泊山幼稚園】

① 非常用の滑り台の塗装が剥げており、危険な箇所があるので修繕するとともに、傷んでいるタイヤなどは撤去すること。また、切株は子どもが怪我をすることがないように安全対策を施すこと。

【羽津幼稚園】【笹川中央幼稚園】

② 園庭周辺のフェンスのゆがみや樹木の根の張り出し、樹木の枝が遊具や電線に架かっていて危険と思われる箇所が見受けられたので、事故の発生しないよう対応を行うこと。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指摘

園施設や遊具の修繕等について【住民福祉の向上の視点】

【泊山幼稚園】

ア テラス付近にある階段の修繕を行っているが、既に剥がれてきており修繕が不十分である。適切な対応を行うこと。

【塩浜こども園】

イ 4歳児と共用の子ども用のトイレが2つあるうちの1つが壊れている。来年度にアセットマネジメントによる改修が予定されているとのことであるが、子どもたちにトイレを我慢させることのないよう早急に修繕すること。

【笹川中央幼稚園】

ウ ガス湯沸し器や園児の下駄箱の補修が未対応であるなど、職員や園児の安全のための対応が行われていない。事故発生防止の観点からも早急に対応すること。

意見

【共通事項】

① ブランコの安全管理について【住民福祉の向上の視点】

ブランコの取扱いについて、園によって異なっている状況にある。（座席部分が取り外してある、支柱にくくりつけてある、そのままの状態としている等。）子どもたちの安全のためにどうすべきか、市として統一したルールを定め、適用すること。

② 特別支援の必要な園児の保育について【住民福祉の向上の視点】

特別支援を必要とする園児が増えている園が多くあり、重度の子どもは公立にという流れができています。また、外国にルーツを持った特別支援を必要とする園児も増えてきています。そのため、いろいろな特性を持つ園児に対し、今後も市の担当部局やあけぼの学園、医療機関等関係機関と連携を取りながら、できるかぎり各々の事情に沿った保育を行うこと。

【泊山幼稚園】

③ 特別支援教育について【有効性の視点】

ア インクルーシブ教育を行う上で良い環境があるので、特別支援の子どもたちと健常者の子どもたちの教育バランスがとれるよう全職員が関わり対応すること。

イ にじ学園の巡回研修やこども発達支援課のSST（ソーシャルスキルトレーニング）教室などと連携した仕組みを活用して特別支援の子どもたちの教育に生かしていくこと。

④ 公立幼稚園の教育の特徴についての情報発信について【有効性の視点】

公立幼稚園の強みは、インクルーシブ教育の充実と人権を尊重した教育である。園児が減少していく中で、公立の園としてこうした取組みに力を入れていることを地域や保護者に見える形で発信すること。

⑤ 勤続年数の短い職員の支援について【有効性の視点】

当園での勤続年数が短い職員もいるので、保護者等とのコミュニケーションエラーが生じないように管理職が目配りすること。

【泊山幼稚園】【塩浜こども園】

⑥ 職員間の情報共有について【有効性の視点】

ヒヤリ・ハットや苦情対応に関する事例を職員で情報共有し、事故等の発生の未然防止や苦情対応に時間をとられることのないよう、できる限り日々子どもたちに目配りをしながら、同じことが起きないように、職員全員でしっかりと体制を整えること。

⑦ 園施設や遊具の修繕等について【住民福祉の向上の視点】

遊具の塗装の剥げている部分が見受けられた。緊急性はないものの、子どもたちの保育

環境としてきれいな色合いの遊具を提供することも大切であるので、修繕をすること。

【塩浜こども園】

⑧ 職員間の情報共有について【有効性の視点】

勤務形態の異なる職員間で、保護者との対応や子どもたちに関する引継ぎについて、連絡ノートに記入して情報共有しているとのことである。重要なことであるので、しっかりと記録をして情報共有を行うこと。

⑨ 蓄積されたノウハウの継承、活用について【有効性の視点】

幼保一体型の保育に関するノウハウの蓄積は、本市にとって大きな財産となっている。今後こども園化する園が増えていく中で、そうしたノウハウの蓄積を水平展開できるような仕組みづくりを当園が中心となって充実させることのできるよう尽力すること。

【羽津幼稚園】【笹川中央幼稚園】

⑩ ホールのエアコン設置について【住民福祉の向上の視点】

ホールにはエアコンの設置がなく、夏場は1階のエアコンで涼んでから水筒を持ち、ホールで運動会の練習をしていたとのことである。エアコンの設置について検討すること。

教育委員会 小学校

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
対象部局 教育委員会 小学校
対象年度 令和元年度
対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 各小学校
監査期間 令和2年11月5日、令和2年11月12日
- 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

・市立小学校37校のうち、次の10校の監査を行った。

笹川小学校、羽津北小学校、海蔵小学校、大矢知興譲小学校、泊山小学校、
神前小学校、下野小学校、日永小学校、四郷小学校、楠小学校
(泊山小学校、神前小学校、下野小学校、日永小学校、四郷小学校、楠小学校は、書面
監査)

第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点
事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
 - (1) リスク評価チェックリストの検証
 - (2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
 - (3) 教員が児童及びその家庭と向き合う時間を十分に確保できないリスク
 - (4) 校内及び通学路における児童の安全対策が十分にとられていないリスク
 - (5) 理科薬品の管理が適正になされないリスク
 - (6) 学校内における事件、事故、いじめ、不登校等への対応が適正になされないリスク

- 2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点
事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、出先機関であることを考慮した結果、リスクはやや高いものと評価した。事前調査の結果においても、事務処理誤りが散見された。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2 / 1 2	○
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	2 / 1 2	○
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 8	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	○
情報管理	個人情報を扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○
その他	毒物、劇物及び薬品を保管しているか	理科薬品の管理が適正になされないリスク	6 / 6	

(2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の教職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 多くの教員が年間360時間を超える時間外勤務を行っており、また、過労死の労災認定基準を超える勤務状況も多くの学校で見受けられた。教員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの実現のための環境づくり、時間外勤務の縮減を図るための取組みが必要である。

指 摘

【共通事項】

教職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの確保を図り、質の高い教育活動を行うため、業務の効率化を図るなど勤務時間管理の適正化と教職員の意識改革を推進することで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革に向けた取組みを引き続き推進すること。併せて、教職員の増員についても検討すること。

(3) 教員が児童及びその家庭と向き合う時間を十分に確保できないリスク

- ・ 学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、教員が児童と向き合う時間が確保されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 学校業務アシスタント、スクールサポートスタッフの配置や校務支援システムの導入により教員の業務負担が軽減されたものの、一方で、支援を要する児童の増加に伴い効果的な授業を実施するために必要な業務や児童及びその家庭との教育相談業務が増え、教員の数が不足しているとの声もある。児童及びその家庭と向き合う時間が十分に確保されているとは言いがたい。教員が携わってきた従来の業務を不断に見直し、教育委員会と連携して、教員が児童及びその家庭と向き合える環境整備を推進する必要がある。

(4) 校内及び通学路における児童の安全対策が十分にとられていないリスク

- ・ 校内及び通学路における児童の安全対策は十分にとられているか。校内に設置された防犯カメラに死角はなく、職員室等から不審者等の侵入を監視できるようになっているか。建物（校舎等）や工作物（防球ネット等）に危険な状態で放置されているものはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 児童の授業時における負傷、登下校時の交通事故などが少なからず発生している。教職員による校内の安全点検、けがの未然防止や交通マナーの遵守の啓発などにより、児童の

安全対策を行っている。発生した事象・事故の状況及び原因などを分析し、校内や通学路の施設改善や授業における指導方法の改善に努めるなど、引き続き、効果的な安全対策を講じる必要がある。

意見

【共通事項】

- ① 日本スポーツ振興センター災害共済給付金の手続きを通じて、児童のけが等の発生状況と原因を把握し、それを分析して、次のアからウまでに掲げる事項を行うことなどにより再発防止に向けた取組みを強化すること。
 - ア 施設設備の不備が原因の事故であれば、その修繕等を行うこと。
 - イ 授業中に発生した事故であれば、教員の児童に対する指導状況を確認の上、指導改善を教員に促すこと。
 - ウ 施設設備の状況（例えば、運動場の広さや校舎の老朽化の程度など）と事故との関連性を教育委員会と連携して調査すること。
- ② ヒヤリハットの記録について、内容の分析に努め、原因が施設設備の不備にあるのであれば、事故の未然防止のため、施設改善に努めること。

【海蔵小学校】【大矢知興譲小学校】

- ③ 大きな石、木の切り株・根っこの張り出しや、玄関のマットのめくれ上がり、体育倉庫の高いところに重いものが置いてあったりするなど、危険な個所が存在する。常に児童の安全のために注意を払い、対応していくこと。

【笹川小学校】【羽津北小学校】

- ④ 老朽化で柱の痛んだ体育倉庫や、職員室が教員の増員に対応されておらず手狭になっているなど、安全面で課題がある状況が見受けられる。校内の安全確保のために必要なことや、保護者等からの要望事項を把握し、施設の改善に努めること。

(5) 理科薬品の管理が適正になされないリスク

- ・ 理科薬品の保管・管理は適正になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 平成29年に出された教育長通知「理科薬品類の取扱いと管理について」に基づき、専用保管庫での管理、管理記録の整備、校長による点検を実施するなどして、適正な保管・管理に努めており、継続して保管・管理の徹底を図っていく必要がある。

(6) 学校内における事件、事故、いじめ、不登校等への対応が適正になされないリスク

- ・ 学校内において、事件、事故、いじめ、不登校等が発生した場合に備えて、教育委員会事務局その他関係機関と連携する体制は確立されているか。事件、事故、いじめ、不登校等の未然防止及び再発防止に向けた取組みはなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 三重県教育委員会策定の「学校管理下における危機管理マニュアル」や教育委員会事務局からの関係通知などについて学校全体で情報の共有化を図り、教育委員会事務局や関係機関と連携する体制をとるとともに、必要に応じて、職員会議などで事件、事故、いじめ、不登校等の未然防止策及び再発防止策について情報共有を行いチームとして取り組む必要がある。

意見

【共通事項】

- ① 不登校の原因には、家庭環境が関わっている場合等もあり、対応によっては子どもの人生が変わってくることもある重要な課題である。SC（スクール・カウンセラー）、SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）、ハートサポーター等を有効に活用して、きめ細かに対応していくこと。

【海蔵小学校】

- ② 児童の対教師暴力、児童間暴力、器物損壊といった問題行動について、発達障害等が原因になっていることも多いとのことであり、今後も全教員が共通理解し、協力体制を図るとともに、家庭や関係機関との連携を図り、きめ細かに対応していくこと。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

【共通事項】

- ① 適正な事務処理について【法規性の視点】

支払遅延等、事務処理誤りが散見される。会計規則等のルールに則った事務処理の再徹底を行うこと。

- ② 共同学校事務室における事務処理について【有効性の視点】

市内の小中学校を地域ごとに6ブロックに分けて、各ブロックの1校に共同学校事務室を設置して、ブロック内の小中学校の事務職員が財務に関する事務を共同処理している。しかし、事務処理誤りの件数は減少しておらず、一定数が散見される。共同処理による効果を高めるため、共同学校事務室において、財務事務に関する知識の蓄積や財務事務処理に関する事前審査の精度の向上を図ること。

- ③ 学校施設の維持管理について【住民福祉の向上の視点】

ごみや枯葉等が目につく学校もある。こまめな清掃を心がけ、教職員のみでなく、児童も気づいたら処理をするといった、皆で学校をきれいにしていこうと風土づくりに取り組むこと。

- ④ 地域との交流・連携について【有効性の視点】

コミュニティスクールなどを通じて地域とともにある学校づくりを行っている。また、同じ地区内の中学校、幼稚園及び保育園と相互に連携してつながりを意識した取組み（乗り入れ授業など）を実施することにより一貫性・連続性のある教育を児童に対し行っている。

る。これらの地域との交流・連携を更に充実させ、教育的効果を更に高めていくこと。

⑤ 学習指導員の配置について【有効性の視点】

新型コロナウイルスの影響への対応として、県費による学習指導員として、教員採用試験に合格した大学生等が配置されており、有効に活用すること。

⑥ 市費による教員配置の効果について【有効性の視点】

各学校において、県費の教員に加え、多種の市費の教員（「学校教育アシスト」「インクルーシブ教育推進」「学びの一体化」「学校英語教育」「よっかいち任用講師」等）が、全校への配置や、各校の特性に応じて配置され、効果を上げているとのことであり、継続して、各学校に応じた教育の充実を図っていくこと。

⑦ 学校業務アシスタント（市費）及びスクールサポートスタッフ（県費）の配置について【有効性の視点】

教育関係の経歴を持たない人も配置されており、個人情報等の情報流出にも注意して指導、目配りを行うこと。また、職員の負担軽減のための大きな取組みの1つであり、成果を分析し、教育委員会に届け、職員の負担軽減につなげること。

⑧ 校務支援システムの活用について【有効性の視点】

職員の負担軽減のための大きな取組みの1つであり、メリット、デメリットの分析を行い、デメリットの部分はまとめて改善の要望として教育委員会へ上げ、現場で使い勝手のよいシステムにしていくこと。

⑨ 学校三師の活用について【有効性の視点】

学校三師の活用があまりなされていない学校もある。学校三師からは専門的な意見が聴けるため、十分に活用すること。

⑩ 介助員・支援員の配置について【有効性の視点】

介助員・支援員について、必要な人員配置については、1人の児童の成長に関わるため、教育委員会へ強く要望すること。

⑪ 印刷物のコストの削減について【経済性の視点】

タブレットの活用に伴うペーパーレス化の促進により、印刷物のコスト削減についても留意すること。

⑫ プログラミング教育について【住民福祉の向上の視点】

プログラミングの思考は今後重要となってくるので、プログラミング教育を継続して進めること。

⑬ 特別支援を要する児童への対応について【有効性の視点】

各学校において、特別支援を要する生徒の状況に応じて、介助員や支援員が配置され、また、必要な場合には、他機関と連携を図っている。継続して、各学校の特性に応じて対応していくこと。

⑭ ICT活用の教育について【有効性の視点】

令和元年度には、各小学校につき40台のタブレットが配備された。今年度中には全校児童数に相当する台数のタブレットが配備され、インターネット環境も整う予定であるということである。現在、教育委員会事務局が各学校に対し、1人1台のタブレットを使用した授業方法の研修を行っているところである。より高い教育効果を上げられるよう、タブレットを活用した授業方法を研究すること。

【笹川小学校】

⑮ 保育園・幼稚園・中学校等との連携について【住民福祉の向上の視点】

外国籍の児童が多い特徴のある小学校であり、地域の保育園・幼稚園・中学校や多文化共生サロン・笹川子ども教室等と連携し、情報を共有しながら、学力向上や多文化共生の推進を図っていくこと。

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
対象部局 教育委員会 中学校
対象年度 令和元年度
対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 各中学校
監査期間 令和2年11月5日、令和2年11月12日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

- ・市立中学校22校のうち、次の5校の監査を行った。

大池中学校、西笹川中学校、山手中学校、南中学校、常磐中学校
(常磐中学校は、書面監査)

第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点
事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
 - (1) リスク評価チェックリストの検証
 - (2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
 - (3) 教員が生徒及びその家庭と向き合う時間を十分に確保できないリスク
 - (4) 校内及び通学路における生徒の安全対策が十分にとられていないリスク
 - (5) 教員の部活動における負担が過大となるリスク
 - (6) 理科薬品の管理が適正になされないリスク
 - (7) 学校内における事件、事故、いじめ、不登校等への対応が適正になされないリスク
- 2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点
事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、出先機関であることを考慮した結果、リスクはやや高いものと評価した。事前調査の結果、事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 8	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	○
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○
その他	毒物、劇物及び薬品を保管しているか	理科薬品の管理が適正になされないリスク	6 / 6	○

(2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の教職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 多くの教職員が年間360時間を超える時間外勤務を行っており、また、過労死の労災

認定基準を超える勤務状況も5校中全ての学校で見受けられた。教職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの実現のための環境づくり、時間外勤務の縮減を図るための取り組みが必要である。

指 摘

【共通事項】

教職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの確保を図り、質の高い教育活動を行うため、業務の効率化を図るなど勤務時間管理の適正化と教職員の意識改革を推進することで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革に向けた取り組みを引き続き推進すること。併せて、教職員の増員についても検討すること。

(3) 教員が生徒及びその家庭と向き合う時間を十分に確保できないリスク

- ・ 学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、教員が生徒及びその家庭と向き合う時間が確保されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 学校業務アシスタント、スクールサポートスタッフの配置や校務支援システムの導入により教員の業務負担が軽減されたものの、一方で、支援を要する生徒の増加に伴い効果的な授業を実施するために必要な業務や生徒及びその家庭との教育相談業務が増え、教員の数が不足しているとの声もある。生徒及びその家庭と向き合う時間が十分に確保されているとは言いがたい。教員が携わってきた従来の業務を継続的に見直し、教育委員会と連携して、教員が生徒及びその家庭と向き合える環境整備を推進する必要がある。

(4) 校内及び通学路における生徒の安全対策が十分にとられていないリスク

- ・ 校内及び通学路における生徒の安全対策は十分にとられているか。校内に設置された防犯カメラに死角はなく、職員室等から不審者等の侵入を監視できるようになっているか。建物（校舎等）や工作物（防球ネット等）に危険な状態で放置されているものはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 生徒の授業時や部活動時における負傷、自転車通学者の登下校時の交通事故などが少なからず発生している。教職員による校内の安全点検、けがの未然防止や交通マナーの遵守の啓発などにより、生徒の安全対策を行っている。発生した事象・事故の状況及び原因などを分析し、校内や通学路の施設改善や授業及び部活動における指導方法の改善に努めるなど、引き続き、効果的な安全対策を講じる必要がある。

意 見

【共通事項】

- ① 通学路の交通安全対策に必要な環境整備や校内の安全確保のため必要な防犯カメラ・

モニター等の増設・更新に向けて、引き続き教育委員会や警察等関係機関との連携を図ること。

- ② 日本スポーツ振興センター災害共済給付金の手続きを通じて、生徒のけが等の発生状況と原因を把握し、それを分析して、次のアからウまでに掲げる事項を行うことなどにより再発防止に向けた取組みを強化すること。

ア 施設設備の不備が原因の事故であれば、その修繕等を行うこと。

イ 授業中に発生した事故であれば、教員の生徒に対する指導状況を確認の上、指導改善を教員に促すこと。

ウ 施設設備の状況（例えば、運動場の広さや校舎の老朽化の程度など）と事故との関連性を教育委員会と連携して調査すること。

- ③ 登下校時における生徒の見守りにおいて、より多くの協力を得られるような関係性を地域と築くことにより、通学路の交通安全対策の充実を図ること。

【大池中学校】

- ④ 防犯カメラ用モニターの前に書類棚が設置されており、教職員がその映像を確認するのに支障が生じている。防犯カメラ用モニターや書類棚の設置場所を工夫するなどして、教職員がその映像を確認しやすいようにすること。

【山手中学校】

- ⑤ 職員室の窓にはブラインドやダンボールにより常時目隠しがされているものがあり、また、防犯カメラ用モニターが小さく、校舎外で起こっている事象に関する情報が十分に入っていないことが懸念される。職員室から教職員が直接、運動場などの校舎外の状況を見通せるようにするなど、教育委員会と連携して、生徒の安全確保のための方策を講じること。

(5) 教員の部活動における負担が過大となるリスク

- ・ 部活動は、スポーツや文化等に親しむ観点や、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会が得られるため、生徒に対する教育的意義は高い。しかし、教員の長時間勤務の要因や指導経験のない教員にとっての大きな負担となっていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 「部活動ガイドライン」を活用し、休養日や活動時間の定めを設けることにより部活動の充実と教員の負担軽減を図っている。更なる負担軽減のため、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団など地域との連携を図った部活動についても検討する必要がある。

(6) 理科薬品の管理が適正になされないリスク

- ・ 理科薬品の保管・管理は適正になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 平成29年に出された教育長通知「理科薬品類の取扱いと管理について」に基づき、専用保管庫での管理、管理記録の整備、校長による点検を実施するなどして、保管・管理の徹底を図る必要がある。

指 摘

【西笹川中学校】

薬品使用簿に使用量の記録漏れが見受けられた。薬品を使用したときには速やかに使用量を使用簿に記録することを徹底し、不備のない適切な薬品管理を行うこと。

(7) 学校内における事件、事故、いじめ、不登校等への対応が適正になされないリスク

- ・ 学校内において、事件、事故、いじめ、不登校等が発生した場合に備えて、教育委員会その他関係機関と連携する体制は確立されているか。事件、事故、いじめ、不登校等の未然防止及び再発防止に向けた取組みはなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 三重県教育委員会策定の「学校管理下における危機管理マニュアル」や教育委員会からの関係通知などについて学校全体で情報の共有化を図り、教育委員会や関係機関と連携する体制をとるとともに、必要に応じて、職員会議などで事件、事故、いじめ、不登校等の未然防止策及び再発防止策について情報共有を行いチームとして取り組む必要がある。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意 見

【共通事項】

① 学校教育に係る環境の充実について【住民福祉の向上の視点】

子どもたちの教育を受ける環境を充実させるため、老朽化した校舎、不足している教員の数など学校現場において抱えている様々な課題についてはその解決に向けて教育委員会をはじめとする関係機関との連携の強化に努めること。

② 市費による教員配置の効果について【有効性の視点】

各学校において、県費の教員に加え、多種の市費の教員（「学校教育アシスト」「学びの一体化」「よっかいち任用講師」等）が、その特性に応じた配置がなされ、効果を上げている。継続して、教育委員会と連携して各学校の特性に応じた教員の配置に向けて努力し、教育の充実を図ること。

③ ICT活用の教育について【有効性の視点】

令和元年度には、各中学校に一学年の生徒数に相当する台数のタブレットが配備された。今年度中には全校生徒数に相当する台数のタブレットが配備され、インターネット環境も整う予定であるということである。現在、教育委員会が各学校に対し、1人1台のタブレットを使用した授業方法の研修を行っているところである。

ア 家庭におけるインターネット環境の整備状況により生徒への教育に影響が出ないように十分配慮すること。

イ より高い教育効果を上げられるよう、タブレットを活用した授業方法を研究すること。

④ 学校業務アシスタント等の配置について【有効性の視点】

生徒への配付物の印刷などの補助的業務を担う学校業務アシスタントとスクールサポートスタッフ（以下「アシスタント等」という。）が各学校に配置されており、教員の業務負担の軽減に効果を上げている。この効果を検証した上で、教員が担っている業務からアシスタント等が担うことができる業務を切り分けるなどしてアシスタント等の更なる活用を図ること。併せて、アシスタント等の担う業務は、生徒の個人情報や試験問題などの機密性の高い情報を取り扱うものであることから、研修等の実施によりアシスタント等に対する情報の適正管理に関する指導を引き続き徹底すること。

⑤ 特別支援を要する生徒への対応について【有効性の視点】

各学校において、特別支援を要する生徒の状況に応じて、介助員が配置され、また、必要な場合には、他機関と連携を図っている。継続して、各学校の特性に応じて対応していくこと。

⑥ 地域とのふれあいについて【住民福祉の向上の視点】

学校として地域住民等とふれあう機会を増やすことにより、地域との結びつきをより強固なものとするとともに地域の教育力の向上に尽力すること。

⑦ 地域との交流・連携について【有効性の視点】

コミュニティスクールなどを通じて地域とともにある学校づくりを行っている。また、同じ地区内の小学校、幼稚園及び保育園と相互に連携してつながりを意識した取組み（乗り入れ授業など）を実施することにより一貫性・連続性のある教育を生徒に対し行っている。これらの地域との交流・連携を更に充実させ、教育的効果を更に高めていくこと。

⑧ 校務支援システムの活用について【効率性の視点】

校務支援システムを使用するに当たり、より学校現場に即したシステムとなるよう使い勝手の悪さや改善すべきところを教育委員会に提案すること。

⑨ 共同学校事務室における事務処理について【有効性の視点】

市内の小中学校を地域ごとに6ブロックに分けて、各ブロックの1校に共同学校事務室を設置して、ブロック内の小中学校の事務職員が財務に関する事務を共同処理している。事務処理誤りの件数は減少してきているものの、なお、一定数が散見される。共同処理による効果を更に高めるため、共同学校事務室において、財務事務に関する知識の蓄積や財務事務処理に関する事前審査の精度の向上を図ること。

【大池中学校】

⑩ 学区外通学の生徒の対応について【有効性の視点】

部活動のために学区外通学をする生徒がいるが、学区が違うことにより疎外感を感じないようメンタル的な配慮をすること。

【西笹川中学校】

⑪ J S L（教科指導型日本語指導）の推進について【有効性の視点】

日本語を母語としない生徒の学ぶ力の育成の一つの手立てとして、日本語指導と教科指導を統合し、それぞれを平行して実施する J S L（教科指導型日本語指導）を推進してい

る。これにより外国籍生徒の日本語能力の向上だけでなく全校生徒の学力の向上も目指している。引き続き、指導方法の研究を行うなどして全校生徒の学力の向上につなげていくこと。

評 価

【西笹川中学校】

タブレットの活用について【有効性の視点】

教員が3年生にタブレットの使用方法を教え、3年生が1、2年生に使用方法を教えたことが定着に結びつき、効果を上げたことを評価したい。

教育委員会 教育総務課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 教育委員会教育総務課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市監査委員室

監査期間 令和2年11月27日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会教育総務課の主な業務内容及び職員数（令和2年9月1日現在）は、次のとおりである。

【教育総務課】

教育総務課 職員5人	(1) 委員会の会議に関すること。
	(2) 委員会における主要事業の企画調査に関すること。
	(3) 委員会の所管に係る予算及び事務の調整に関すること。
	(4) 職員（教職員を除く。）の人事に関すること。
総務グループ 職員4人	(5) 職員（法第37条に規定する県費負担教職員を除く。）の給与及び福利厚生に関すること。
	(6) 職員（教職員を除く。）の服務及び研修に関すること。
	(7) 委員会の所管に属する嘱託の委嘱及び解嘱に関すること。
会計年度任用2人	(8) 委員会の所管に属する職員の服務及び研修に関すること。
	(9) 規則及び諸規程の制定改廃に関すること。
	(10) 議会の議決を経るべき議案に関すること。
	(11) 文書事務及び公印管守に関すること。
	(12) 補助執行に関すること。
	(13) 通学区域の設定及び変更に関すること。
政策グループ 職員5人	
会計年度任用1人	

	(14) 学校運営の指導助言に関する事。
	(15) 委員会の広報、統計に関する事。
	(16) 教育行政に関する相談に関する事。
	(17) 私立学校（幼稚園を除く。）の助成に関する事。
	(18) 四日市市奨学会に関する事。
	(19) 小菅科学教育振興基金に関する事。
	(20) 委員会及び課の庶務に関する事。
	(21) 他の課等の主管に属しない事項に関する事。

(職員 14 人、会計年度任用 3 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 当所属における勤続年数が短いリスク
- (3) 教育委員会内の内部統制が適切になされないリスク
- (4) 四日市市奨学会の奨学資金の預金の管理が適切になされないリスク
- (5) 学校プール運営業務委託が適切になされないリスク
- (6) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査表では全体的にリスクは低かった。文書管理の事務一般について、一部不適正な事務が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4/4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4/4	
財産管理	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4/4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4/4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4/4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4/4	○

(2) 当所属における勤続年数が短いリスク

(令和2年度における当所属の勤続年数の状況)

勤続年数	勤続3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	対象職員 合計
人	6	3	1	0	10

(※教育長、副教育長、教育監、政策推進監を除く。)

- ・ 当所属の勤続年数について、3年未満の職員が60%を占めており、勤続年数の短い職員の割合が大きくなっていることから、マニュアル等により適正に引継ぎが行われているか。経験年数の長い一部職員の負担が重くなっていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 適正に引継ぎが行われないリスク及び一部職員の負担がかかるリスクが想定されるが、課題解決型のグループ制の特性を生かして、グループが連携することでリスク回避を行っている。令和元年度は3人の異動があったが、年度当初、年度末は人事に関する業務が多いが、特に支障はきたしていない。経験年数が長い一部職員においても、負担は重くなっていない。それぞれのグループ内の経験年数のバランスが取れており、グループ中での引継ぎは円滑に行われている。

（3）教育委員会内の内部統制が適切になされないリスク

- ・ 支出関係や文書関係の事務処理誤り等について、教育委員会として対策を行っているのか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 各所属の所属長と文書取扱主任が会計事務の手引きや審査事務マニュアル等に沿って決裁文書のチェックを行い、事務処理誤り等を発見した際には職員に指導しているものの、教育委員会の主管課として全所属を対象とした研修は行っておらず、教育委員会内の各所属の会計事務において、事務処理誤りが散見され、一部には著しく不適切なものもあるなどリスクが発現している。

意見

教育委員会の主管課としての役割について

消費税率改正等の法改正に伴い、一律に変更契約が必要な事務において、部の主管課として指示を出すなど確実性を担保する措置を徹底すること。

（4）四日市市奨学会の奨学資金の預金の管理が適切になされないリスク

- ・ 任意団体である四日市市奨学会の事務を当課が行っているが、奨学資金の管理、滞納者が増加しないための対策は取っているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 奨学資金の貸与用、返還用に通帳を分け、適切に管理を行っており、所在不明者はいない。滞納が発生した場合のリスクが想定されるが、戸別訪問を行うことや月々の返還金額を下げて計画的に支払いができるようにするなど、早急に対応をしている。

評価

任意団体である四日市市奨学会の奨学金制度について、市を実施主体に変更することを評価したい。

（5）学校プール運営業務委託が適切になされないリスク

- ・ 小学校PTAに学校プールの運営を委託しているが、事故発生時にはPTAの過失責任を問われない契約内容となっている。万が一事故が発生した場合の補償等に対する保険加

入はどのようにしているのか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 事故発生時の補償のリスクが想定されるが、各PTA単位で年間行事等、PTA活動時の事故などに対応する保険に加入をしている。学校プール運営事業実施校においては、事業実施期間のみ、さらに別の保険に加入している学校もある。

意見

学校プール運営業務について

学校によってPTAのみでの運営や、地域住民や学生ボランティアにも依頼するなど違いが生じている。事故発生時の責任の所在が不明確になることや、学校ごとに安全性が異なることが懸念されるため、教育委員会として全市の統一的な基準を示し、安全な学校プール運営に努めること。

(6) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 社会教育関係事務の補助執行について【有効性の視点】

社会教育関係事務を所管する社会教育・文化財課において、社会教育委員の意見を補助執行職員に通知するなどして、補助執行の事務を管理しているが、事務の執行状況に係る報告を受けることにとどまるなど、その管理状況は十分なものとは言えない。当課は、事務の補助執行の適否が問題になったときに社会教育・文化財課と連携して対応することとしている。社会教育事務が効果的になされるとともに、それぞれの事務が相乗的な効果が挙げられるよう、教育委員会の主管課として補助執行の事務の管理の検討をすること。

- ② 条例及び規則等の制定改廃における法的審査について【有効性の視点】
条例、規則等の改正は、教育総務課へ合議を行い、教育長まで決裁をとり、教育委員会会議へ諮っている。現在、職員には例規担当経験者もあり、法的審査能力を有しているが、今後も、そのような体制を継続すること。
- ③ 学校規模等適正化事業について【住民福祉の向上の視点】
各校の規模の適正状況を判定、評価し、最適な教育を受けさせられることを考えているが、学校施設の状況については子どもたちの公平性が担保されているとは言えない。現場の状況を確認し、柔軟に修繕の対応をすることで均一な教育環境でより良い教育が受けられるようにすること。
- ④ 学年会計の外部監査について【有効性の視点】
小学校によって、学年会計の監査をコミュニティスクール運営協議会委員で会計事務に明るい委員が行っている学校がある。外部の方に見ていただくのはよい取組みであり牽制がきくことから、他校にも導入することで会計報告のリスク管理ができるような体制とすること。
- ⑤ くすの木駐車券出納簿について【効率性の視点】
駐車券出納簿において、出納員の押印漏れが見受けられた。頻繁に使用しない部署においては押印を省くなど抜本的な見直しができるのであれば、業務の無駄を省き効率化を図れることから、担当課と協議すること。
- ⑥ 法令遵守推進員について【有効性の視点】
法令遵守推進員は、専門的な知識やノウハウを持っていることからその知識を共有し、職員のレベルアップにつながるよう活用すること。
- ⑦ 職員の退職について【有効性の視点】
メンタルにより職場を失うことは職員の人生に関わるため、メンタルケアの研修を行い、時間外勤務の縮減を含めワーク・ライフ・バランスを保てるよう管理職は目配りをする事と。
- ⑧ 四日市こども広報発行事業について【経済性・有効性の視点】
「四日市こども広報 活用に関するアンケート」の結果において、こども広報の活用が小中学校の3分の1にとどまっている。配付のみや活用の検討をしなかった学校があることからホームルームでの活用等、教育委員会が具体的な活用方法について指示をすることにより、活用の効果を上げること。
- ⑨ 私立学校等教育補助金について【経済性・有効性の視点】
四日市市私立学校教育補助金交付要綱において、補助対象校は四日市市、桑名市及び鈴鹿市に設置された私立学校としている。補助対象校の設定基準が不明瞭であるので、明確に説明できるようにしておくこと。
- ⑩ 学校の建て替えについて【効率性の視点】
鈴鹿市では校庭の広さや地域のコミュニティ施設としても使用できる学校の建て替え計画があり、非常に恵まれた環境である。当市も建て替えの際には他市の施設の状況を参考にすること。

評 価

パワーハラスメントにつながるリスクがある職場に対して、パワーハラスメント防止研修を行い予防に努めたことを評価したい。

教育委員会 教育施設課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 教育委員会教育施設課

対象年度 令和元年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年11月18日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会教育施設課の主な業務内容及び職員数（令和2年9月1日現在）は、次のとおりである。

【教育施設課】

教育施設課 管理係 職員2人 職員5人 会計年度任用1人	(1) 教育財産の取得及び管理に関すること。
	(2) 教育財産の貸借に関すること。
	(3) 学校施設の国の負担に関すること。
	(4) 課の庶務に関すること。
施設係 職員8人 会計年度任用1人	(1) 教育施設の調査、計画に関すること。
	(2) 教育施設、設備の整備及び補修に関すること。

(職員15人、会計年度任用2人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 原課契約工事が適正に行われないリスク
- (5) 財産管理のリスク
- (6) P F I 事業のリスク

2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクは相当程度あるものと評価した。事前調査の結果、事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなさ	4 / 4	

		れないリスク		
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ・ 職員の配置において、若手職員とベテラン職員の間にあたる中間職員がいないことにより、業務への支障はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 当課の職員配置において、在職10年未満の若手職員が多数を占めており、管理職以外で在職20年程度の中間職員は係長の2人となっている。技師も半数以上いる中で、将来の業務に支障をきたすことがないように各専門分野の研修への参加やベテラン職員と若手職員の組合せで現場確認を行うことで、知識や技術の継承に取り組んでいる。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 職員が増えているにもかかわらず、時間外勤務対象職員13人に対して、7人が年間360時間を超える時間外勤務を行っていた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、工事台帳の図面化や設計図面のPDF化に取り組んでいるが、継続して働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

(4) 原課契約工事が適正に行われないリスク

- ・ 当課の原課契約工事において、設計金額及び請負金額が随意契約の限度額に近い営繕工事が複数あるが、適正な設計において原課契約工事は行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 四日市市原課契約工事事務取扱要領において、建築、営繕工事に関するものは100万円未満までは原課契約工事を行うことができると定められている。令和元年度の当課の原課契約工事には、設計金額及び請負金額が随意契約の限度額に近い営繕工事が複数見受けられた。同程度の工事でも工事量が多く発注時期も異なることから、契約状況を適格に把握するため、工事業者や工事内容をリスト化して管理する手法を検討している。更に、品質を確保しつつ効率よく適正な価格で発注する方法を研究すること。

- ・ 契約事務の約70%が随意契約となっており、適正な判断において契約は実施されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 当課の業務において、市内にある小・中学校59校の調査・計画・施設の整備及び補修を行っており、昭和40年代後半から50年代にかけて建設された学校施設の老朽化に伴う修繕や維持管理が増加している。そのため、学校運営に支障をきたすことがないように緊急修繕的な随意契約での対応も多く発生しているが、施設の長寿命化に基づく予防修繕を行うことや、複数の施設を併せて委託することで費用の軽減を図るなど、契約方法を見直す取組みも必要である。

(5) 財産管理のリスク

- ・ 長期にわたって学校用地の多くを借用しているが、適正な管理のもとに借用が執行されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 四郷小学校を含め、10校の小・中学校において学校用地を借用している。借用を始めたのは昭和の時代であり、現在と比べると土地調査や測量の精度も低く、また、相続等で土地所有者が変わっていることも想定できる。当課において、登記簿や戸籍調査を実施して、土地所有者から承諾を得ているが、調査等にも限界があり、今後も相続等により事務が煩雑になることも想定できるので、将来の業務量を想定した対応が必要である。

また、国有地など、取得が可能な土地の検討を優先して進めるなど、財産管理の効率的な手法を検討する必要がある。

意見

学校用地の賃借について、将来にわたる賃料の負担を考えると借地を購入したほうが有利であることも想定される。学校用地の購入も検討すること。

(6) PFI事業のリスク

- ・ PFI事業による施設整備について、適切な方式のもとに行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ P F I 事業については、過去4校の学校施設の改築に活用しており、令和元年度においては空調設備の整備等に活用している。当課のP F I 事業の活用については、国からの補助や市のP P P / P F I 手法導入優先的検討要綱に基づき適切な手法を取っていくとしているが、今後の活用方針を明確にするため先進市の事例を調査研究する必要がある。

(参考)

※P P P / P F I 手法導入優先的検討要綱

本要綱は、「多様なP P P / P F I 手法導入を優先的に検討するための指針に基づき、P P P / P F I 手法導入の優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めている。

※P P P (P u b l i c P r i v a t e P a r t n e r s h i p = 官民連携)

P P P とは、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、P F I はその一類型です。P P P には、民間事業者が担う業務範囲等により多くの手法がある。

※P F I (P r i v a t e F i n a n c e I n i t i a t i v e)

P F I 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。P F I 手法にも様々な方式があるが、ここでは他市の給食センターの整備、運営について多く採用されているB T O 方式（民間事業者が施設を設計・建設し、施設完成後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式）にて検討を行う。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 樹木の適切な管理について【有効性の視点】

台風などによる倒木被害が発生しているため、大きくなりすぎた樹木や支障木を優先して伐採しているが、各学校に切株や根が残っているところがある。子どもの使用する学校スペースであることから事故が発生しないよう管理を行うこと。

② 学校林等の整備について【有効性の視点】

学校にある林などの環境で学習していく需要は高まっている。みえ森と緑の県民税などの財源を積極的に活用し、学校で使える林や森の有効活用に努めること。

③ 現場を反映した施設修繕について【有効性の視点、効率性の視点】

ア 学校によって職員室が非常に狭く暗いため執務環境が悪い。当面は手狭であるため、期限付任用職員を別の部屋に移すことを検討しているが、緊急避難的な対応はやむを得ないものの、長期にわたるのであれば教員間の情報共有の面からも望ましくない。教員間の意思疎通による業務の効率性、情報共有や教員のモチベーションを考慮した施設修繕を図ること。

また、真摯に教員の相談に応じることや、現場に足を運び学校現場の視点で施設を整備することに心掛けること。

イ 学校によって施設面での大きな差（十分なスペースが確保され、整った学習環境の学校がある一方、廊下の不陸や壁のひび割れが放置されたままであるなど）が見受けられた。公教育における公平性の観点から、改めて各学校現場を見直し、施設面での教育環境の充実、学校間格差の解消に努めること。

ウ 職員室からの見通しについて、防犯の観点から防犯カメラで監視するだけでなく、先生方の目が行き届くよう職員室前の樹木伐採の必要性について検討すること。

エ コロナ禍の中で教室の窓を開けて授業を行っているが、工事による騒音には十分に配慮すること。

④ 子ども数の推移に合わせた施設整備について【効率性の視点】

分譲地やマンションが建設されると将来的な子ども数にも影響する。教育総務課とも連携し、子どもの数の推移を想定した施設整備を行い、普通教室の確保を図ること。

評 価

統合型GISを活用した財産管理について

財産管理について、財産をリスト化した財産台帳で管理をしていたが、統合型GISを活用し、航空写真を使って工作物の位置図を作成して管理する手法に変えている。そのことにより、学校現場での確認業務に費やす労力が軽減されるとともに、当課と学校の確認作業も統合型GISを確認しながら同時にできるようになり、財産管理の精度が向上したことは評価できるので、継続して取り組むこと。

教育委員会 社会教育・文化財課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 教育委員会社会教育・文化財課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年11月17日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会社会教育・文化財課（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（令和2年9月1日現在）は、次のとおりである。

【社会教育・文化財課】

社会教育・文化財課 職員7人 再任用1人 会計年度任用12人	(1) 文化財の調査及び研究に関すること。
	(2) 文化財の保存及び活用に関すること。
	(3) 文化財の資料収集に関すること。
	(4) 文化財の保存施設に関すること。
	(5) 市指定文化財の指定及び解除並びに管理に関すること。
	(6) 文化財保護審議会に関すること。
	(7) 国・県指定文化財の管理に関すること。
	(8) その他文化財の保護に関すること。
	(9) 社会教育委員に関すること。
	(10) 学校施設開放に関すること。
	(11) その他社会教育に関すること。
	(12) 課の庶務に関すること。

（職員7人、再任用1人、会計年度任用職員12人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 単独随意契約における不適切な事務手続
- (3) 分かりにくい事務分掌
- (4) 文化財の活用について
- (5) 社会教育委員からの助言が生かされているか
- (6) 出先機関のリスク（マネジメントの目が行き届かない）
- (7) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、事務事業、支出事務、契約事務、財産管理、時間外勤務の項目で点数が高いが、全体的にリスクは高くない。実査では、支出事務、契約事務において、不適切な事務処理が散見された。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	1 / 6	○
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	2 / 6	○
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	○

財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 単独随意契約における不適切な事務手続

- 単独随意契約においては、委託先相手方の一方的な意思または双方のなれあいによって、不当な金額で締結するようなことや、業務の履行確認が不十分であったり、仕様書に記載する業務内容が不明確であったりすることが起こり得るのではないかと。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 単独随意契約の業務委託において、予算執行伺書に積算根拠が示されていない事例、業務完了報告書に仕様書に記載された業務の一部が行われたことの記載がない事例、及び、業務完了報告書に記載すべき事項の記載漏れがあった事例など、計5件の不適切な事務手続が見受けられた。

指 摘

単独随意契約の業務委託において、業務日誌にチェック漏れがあったり、履行確認の記録が残されていなかったりするなど、文書作成について不備が多く見受けられ、委託先への牽制も不十分と思われる。再度、共通事務全般におけるチェック体制を見直し、内部統制が機能する体制づくりを行うこと。

(3) 分かりにくい事務分掌

- かつて社会教育課（生涯学習課）は社会教育のフラグシップとして、社会教育委員会議や生涯学習プランや社会教育方針の策定において社会教育行政、文化行政を牽引していたが、その後の機構改革等で、生涯学習と文化は市長部局へ、青少年の健全育成に関する事務等を教育委員会から「こども未来部 こども未来課」へ移管し（補助執行）、学校施設の開放に関する事務を「スポーツ・国体推進部 スポーツ課」に行わせ（一部が補助執行、一部が予算の執行委任）、公民館活動に関する業務を「市民文化部 市民生活課及び地区市民センター」に補助執行させたことから、社会教育部門で市長部局へ移行できなかった残りを所管することとなった。

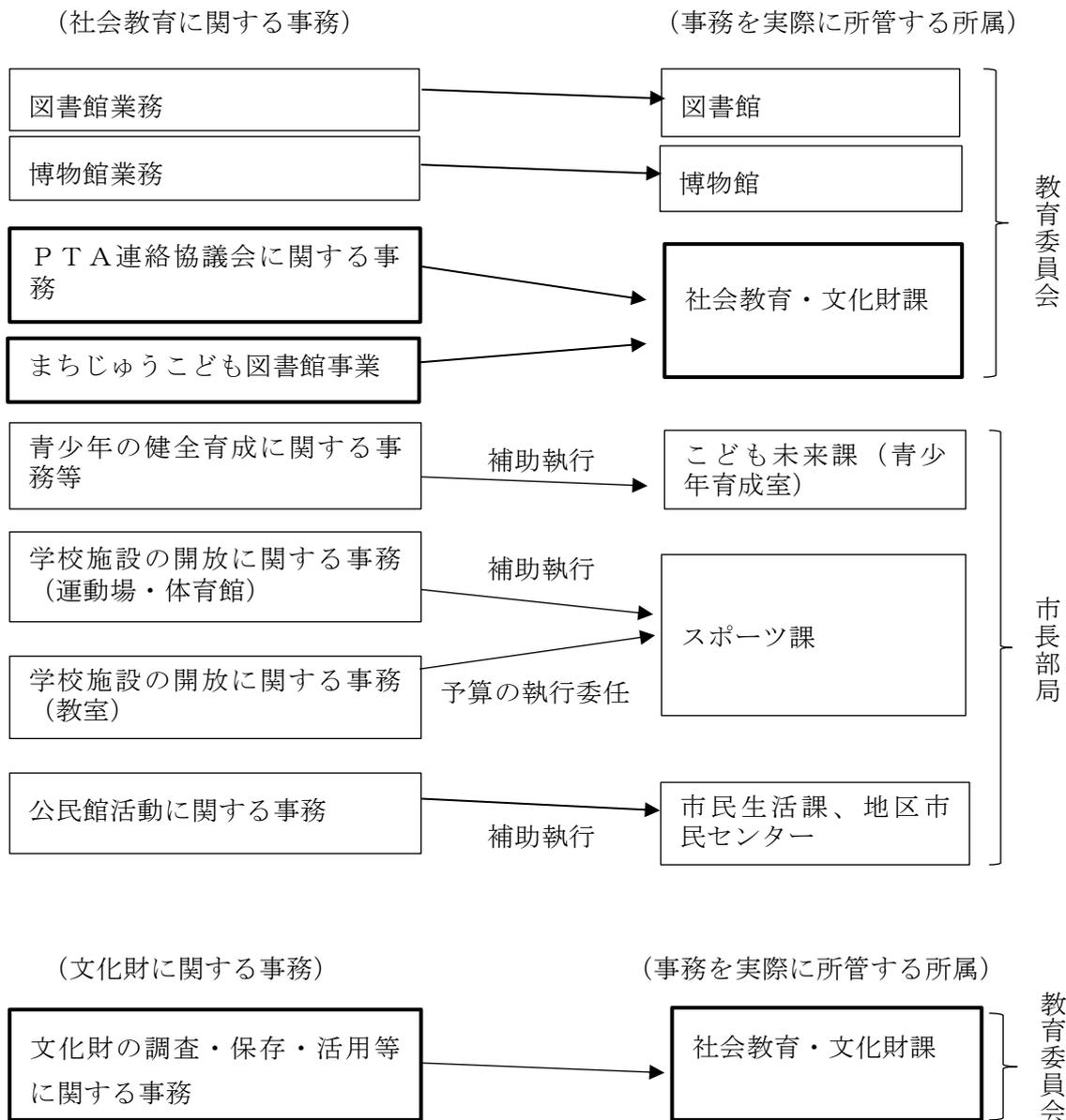
そのため、社会教育・文化財課の所管する事務は、文化財の調査・保存・活用等が事務のほとんどを占めており、その他は、PTA連絡協議会に関する事務、まちじゅうこども図書館事業など、所管する事務の関連性が薄くなっている。また、文化財の保存・継承について、一部、「市民文化部文化振興課」が所管しており、事務分掌が分かりづらい。

また、社会教育施設である図書館、博物館との連携も薄く、社会教育に関する業務が効果的、効率的に行われていないのではないかと。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 文化財の保存・活用等における所管部局の統一化については、市長部局への統合の方向で、議論が行われている。また、三重とこわか国体・三重とこわか大会終了後に予想される市組織の見直しに合わせ、社会教育に関する業務執行のための効率的な組織編制の検討が望まれる。

〔参考〕社会教育及び文化財に関する事務の所管



※ ただし、未指定の文化財のうち、文化振興課所管の「地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金」（市単独補助）の対象となる伝統的な文化行事については、地域文化を振興するため、文化振興課（市長部局）が保存・継承に関する事務を所管している。

(4) 文化財の活用について

- ・ 文化財保護法（平成31年4月改正法施行）の改正により、文化財の活用が以前にも増して強く要請されているが、十分な活用が図られていないことはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 市の所管する文化財の一覧について、ホームページで公表しており、そのうち埋蔵文化財については、四日市市公開型GIS（地図情報システム）を活用して、概要も見られるよう、公表されている。

また、文化財保護法改正により、国から文化財保存活用地域計画の策定が要請されており、そのための基礎資料収集として、現在、職員が市内全地区を回って、未指定の文化財（石碑ほか、祭りや地域の偉人・伝承など無形のものも含む。）の洗い出しを行っているところであるとのことである。（市の文化財保存活用地域計画は、令和4年度策定、同年度文化庁に提出の予定）。

(5) 社会教育委員からの助言が生かされているか

- ・ 社会教育法第15条により、社会教育委員は市町村に置くことができると規定されており、また同法第17条により、社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため職務を行うことが規定されている。市においては、「四日市市社会教育委員設置条例」に基づき、現在11人の社会教育委員が任命されているが、委員からの助言等が、社会教育に関する業務の改善に生かされていないのではないか。

また、必置の委員ではないが、現在の状況を鑑みて委員の必要性はあるのか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 令和元年度は、2回の社会教育委員会議が開催され、1回目は「四日市版コミュニティスクール」、2回目は「公民館活動」をテーマとして議論が行われ、教育委員会（または補助執行先の部局）に対し助言がなされている。特に2回目については、「公民館活動」について、地区市民センター館長から実際の活動内容の報告を受け、社会教育委員からは、「全地区市民センター図書室の蔵書の検索が可能となるデータベース化」、「イベント等開催後の写真添付による結果の周知」などの意見・助言が出されており、社会教育・文化財課から会議録を各地区市民センターへ送付し、報告している。

委員からの意見・助言の業務への反映については、「全地区市民センター図書室の蔵書のデータベース化」は、市民生活課による検討の結果、経済性の観点から実現化されていない。しかし、「イベント等開催後の写真添付による結果の周知」については、各地区市民センターが発行するセンターだよりにて、参加の呼びかけだけでなく写真を活用し開催の様子についても周知するよう、センター館長会にて意識共有が図られている。

(6) 出先機関のリスク（マネジメントの目が行き届かない）

- ・ 久留倍官衙遺跡公園、北勢バイパス埋蔵文化財整理作業所、文化財整理作業所においては、直接勤務場所へ出出勤する会計年度任用職員が数名いるが、勤務状況の確認が適正に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 出勤の確認は、本庁への電話連絡により行っており、課長が抜き打ちで月2回ほど訪問して、確認をしているとのことであるが、記録を残していない。執務日誌等に、訪問・確認等の記録を残し、内部統制の強化を図る必要がある。

（7）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 適切な事務処理について【法規性の視点】

原課契約工事において、業者から提出される見積書の内容の適正性の確認や材料検収・履行確認が十分に行われていない事例や、業者との工事内容変更に係る協議内容が記録に残されていない事例が見受けられた。また、支払事務においても、不適切な事例が見受けられた。個々の事務に当たっては、基本に立ち返り、適切な処理方法を根拠法令等により確認し、確認結果は記録として残すなど、不備のない適切な事務処理を行うこと。

② 効率的な出勤体制について【効率性の視点】

寺方町の北勢バイパス埋蔵文化財整理作業所、文化財整理作業所に、ほぼ毎日、一旦本庁に出勤してから公用車で出張し、業務終了後、また公用車で本庁に戻っている職員がおり、1日の走行距離は往復20kmにもなっている。本庁での業務もあるとのことであるが、業務効率が悪く、また、交通事故を起こす可能性も大きい。（実際に、令和元年に事故を起こしている。）効率的で安全な勤務体制を検討すること。

③ 業務知識の継承について【有効性の視点】

専門職員である学芸員が複数在籍し、経験年数も長い。専門的な知識やノウハウをどのように次世代へ継承していくかについて、検討を継続していくこと。

④ まちじゅうこども図書館事業について【有効性の視点】

図書館により、本の配置や管理状況の良不良に差が見受けられる。税が投入されている

図書館であり、できる限り現場に出向き、気づいたことを意見するなど、市民がもっと本を読んでみようと思える環境づくりの視点に立って管理をすること。

教育委員会 図書館

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 教育委員会図書館

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市立図書館会議室

監査期間 令和2年11月25日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会図書館の主な業務内容及び職員数（令和2年9月1日現在）は、次のとおりである。

【図書館】

図書館 職員1人 管理係 職員5人 再任用1人 会計年度任用4人	(1) 文書の收受、発送及び保存並びに公印の管守に関すること。
	(2) 図書館運営の企画調整に関すること。
	(3) 施設及び設備の維持管理に関すること。
	(4) 図書管理システムの管理運営に関すること。
	(5) 図書館資料（以下「資料」という。）の収集計画及び統計に関すること。
	(6) 資料の収集及び整備に関すること。
	(7) 図書館協議会に関すること。
	(8) 広報に関すること。
	(9) 展示に関すること。
	(10) 図書館の庶務に関すること。
	(11) 他の係の主管に属しない事項に関すること。
奉仕係	(1) 資料の利用に関すること。
	(2) 自動車文庫に関すること。

職員 3 人 会計年度任用 3 1 人	(3) 相談事務に関すること。
	(4) 資料の複写に関すること。
	(5) 利用者の秩序維持に関すること。
	(6) 資料の選択、整理及び保管に関すること。
	(7) 講座及び行事に関すること。
	(8) ボランティア団体に関すること。
	(9) 利用統計に関すること。
	(10) その他図書館奉仕に関すること。

(職員 9 人、再任用 1 人、会計年度任用 3 5 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) トラブル・災害時の対応が適切になされないリスク
- (3) 感染症対策が適切になされないリスク
- (4) 新図書館の情報共有がなされないリスク
- (5) 図書館をめぐる社会環境の変化への対応がなされないリスク
- (6) 館内の安全対策、整理整頓がなされないリスク
- (7) 現金の取扱いが適正になされないリスク

2 3 E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では全体的にリスクは低かった。財務会計事務などの事務一般について、一部、不適正な事務が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2/2	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4/4	○
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4/4	
財産管理	建物やインフラを所持しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4/4	
情報管理	個人情報を扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4/4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル(知識、経験)が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4/4	

(2) トラブル・災害時の対応が適切になされないリスク

- 地震や大雨、津波等の災害及びトラブルが発生した時には、職員は人命が最優先であり、重要な図書の移動等早急な対応ができるのか。日頃からリスクマネジメントに取り組んでいるか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ リスク管理に関連する文書を回覧し、共有している。地震、火事等の対応については担当者が分かるようにするとともに年1回防災訓練を行っている。人的トラブルの対応については防犯カメラで未然防止のためのチェックをしている。病気・事故についてはAEDを設置し、応急的な手当を行うとともに、状況により救急車を呼ぶなどの対応策をとっている。様々なトラブル・災害が発生することが想定されるので、日頃からリスクマネジメントに取り組むことが必要である。

意見

災害発生時の図書の移動について

浸水に備え重要な資料は2階に保管し、1階の資料は2階、3階へ移動させることを想定しているとのことだが、人命が最優先のため緊急避難時に図書を移動することは、困難であると思われる。緊急事態時に1階の資料を傷めずに保管する方法について検討すること。

(3) 感染症対策が適切になされないリスク

- ・ 図書館は身近な存在のため、多くの市民等が利用する場となっているが、感染症対策はどのように取り組んでいるか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 多くの市民等が利用することにより感染の可能性が想定されることから、日本図書館協会からの感染拡大予防ガイドラインを全員で内容を確認し対応している。椅子、机、カウンター等を職員で消毒し、随時の換気を行うとともに館内放送で、密にならないよう周知している。また、図書消毒機を購入し、借りた図書を消毒できるようにしている。

(4) 新図書館の情報共有がなされないリスク

- ・ 新図書館移転への話が出ているが、準備が必要なため、政策推進部や教育委員会との情報共有ができているのか。また、県内だけではなく、県外の図書館との交流はできているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 新図書館の立地場所等については政策推進課において基本計画策定に向け調整中であるが、司書の意見を反映させるための機会は持たれていない。図書館からは先進地視察の内容を政策推進課に報告している。移転の詳細が分かった際にはすぐに対応できるよう必要な機能や運営状況等、情報収集をしている。県外の図書館との交流については、日本図書館協会による図書館職員の研修時に分科会等で情報交換を行っている。

意見

新図書館の要望について

新図書館について、司書の意見や要望について聴取する機会が政策推進課との間で持たれていない。図書館の在り方などの市民から求められていることを把握しているのは司書等現場の職員であるため、図書館職員の意見を十分反映させる機会を設けること。

(5) 図書館をめぐる社会環境の変化への対応がなされないリスク

- ・ 文部科学省の「これからの図書館像」の提示を受けて、他市の図書館では「役に立つ図書館」として地域やビジネスの課題解決への支援に力を入れ始めているが、こうした社会環境の変化を受け止め、課題解決支援型のレファレンスや講座・イベント開催などが行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 利用者からの調べ物の相談については情報提供を行っているが、専門分野には対応していない。地域に根差した講座やイベントを開催する際には関係各課と連携して行ったり、地域資料室では豊富な地域資料を活かした展示を行うなどの情報提供をしている。今後も社会環境の変化に応じた事業を実施していく必要がある。

（6）館内の安全対策、整理整頓がなされないリスク

- ・ 市民等が利用することから館内の安全対策を行っているか。また、業務に支障のないよう整理整頓ができていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 書類棚については転倒防止装置があるが、一部転倒防止対策がなされておらず、書庫や事務室においては使用する見込みがないものが散見される状況である。

指 摘

① 書類棚について

点字録音資料室の書類棚において、転倒防止装置のないものが見受けられた。改めて館内を点検し、固定していない書類棚については危険なため固定すること。

② 館内の整理整頓について

ア 館内の見えない部分の管理が不十分である。バックヤード、ロッカーや書庫の整理整頓に努めること。また、事務室が細長いことから見通しがきかない環境である。ミスを防ぐためにも職員間の死角をなくすレイアウト等を検討すること。

イ 書庫に散在しているファイル等の不用品らしきものや、事務室内の使用する見込みがないパソコン、カメラについて、不要なものは処分し、整理整頓をすること。

（7）現金の取扱いが適正になされないリスク

- ・ 来館者へのサービス提供として、刊行物の複写料の収入を得ているが、収入に係る現金の取扱いは適正になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× コイン式コピー機使用料の釣銭の取り忘れ現金が数年前から手提げ金庫に入れたままになっていた。

指 摘

現金の管理について

ア 現金の取扱いの際には、遺漏のないよう複数の職員で確認し、慎重に取り扱うよう再度ルールを徹底し適切に管理すること。

イ 手提げ金庫が複数あり、誰でも現金に触れる可能性があるため、大型金庫を設置するなど、事故のないよう適切に現金の管理をすること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 老朽化について【有効性の視点】

昭和48年に開館のため、施設の老朽化が見受けられる。来館者の利用に支障をきたさないように早期に修繕対応を行い、利用者のサービスの向上に努めること。

② 新図書館への移転について【経済性の視点】

新図書館への移転に合わせて図書の保管、貸出の効率化を図るため、RFID（情報読み取り技術）システムの導入を考えている。RFタグの取付けには時間を要するため、移転に間に合うよう効率的に作業を行うこと。

③ 適正な事務処理について【法規性の視点】

支払遅延等、事務処理誤りが見受けられた。会計規則等のルールにのっとりた事務処理の再徹底を行い、チェック体制の強化をすること。

④ 女性への配慮について【有効性の視点】

女性が多い職場であることから体調への配慮及び新たに職員が採用された際には疎外感を感じることがないように、また、早く職場になじめるような環境への配慮をすること。

⑤ 図書館協議会及び子どもの読書活動推進事業について【有効性の視点】

図書館協議会及び子ども読書ネットワーク協議会において、委員の欠席が見受けられた。図書館の事業にご意見をいただくという立場であるため、出席できるよう日程調整するとともに出席について働きかけをすること。

⑥ 点字録音図書について【有効性の視点】

点字録音図書のカセットは膨大な数であり、貴重なことから、維持管理のため将来的にはCD化を検討すること。

⑦ 図書館司書について【有効性の視点】

ア 司書の人数が条例等で決められていないが、合理的な人数を配置していることが明確に説明できるようにしておくこと。

イ 全国的に司書の処遇が低いとされているが、安心して働けるよう改善し、図書館機能の強化に努めること。

⑧ 新聞資料の縮尺版について【有効性の視点】

新聞資料の縮尺版が、置いてある場所をかなり占めている。マイクロフィルム化やデータベース化などを将来的に検討すること。

教育委員会 博物館

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 教育委員会博物館
 - 対象年度 令和元年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 博物館 講座室
 - 監査期間 令和2年11月25日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会博物館の主な業務内容及び職員数（令和2年9月1日現在）は、次のとおりである。

【博物館】

博物館 職員 1 人 会計年度任用 1 人 管理係 職員 3 人 会計年度任用 7 人	(1) 博物館事業の調整及び運営に関すること。
	(2) 調査、統計及び報告に関すること。
	(3) 博物館協議会に関すること。
	(4) 施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
	(5) 施設の使用許可に関すること。
	(6) 観覧券の発売及び入館者の受付、案内等に関すること。
	(7) 楠歴史民俗資料館に関すること。
	(8) 館の庶務に関すること。
企画普及係 職員 3 人 会計年度任用 5 人	(1) 特別展示の企画及び開催に関すること。
	(2) 常設展示及び特別展示の利用者への説明、指導等に関すること。
	(3) 博物館資料の収集、保管、展示、貸出し及び利用に関すること。
	(4) 博物館資料の調査研究及び報告書の刊行頒布等に関すること。

	と。
	(5) 講演会、講習会、研究会等の開催に関すること。
	(6) 博物館資料の購入、受贈及び受託に関すること。
	(7) 博物館の広報に関すること。
天文係	(1) プラネタリウムの映写及び天体観測に関すること。
職員 2 人	(2) 天文知識の普及及び啓発に関すること。
会計年度任用 3 人	(3) 天文資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。
	(4) 移動天文車に関すること。

(職員 9 人、会計年度任用 16 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員の変則勤務に伴い、業務の引継ぎ等が適切になされないリスク
- (3) 現金の取扱いが適正になされないリスク
- (4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (5) 博物館施設及び資料の危機管理が適切になされないリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクは相当程度あるものと評価した。事前調査の結果、事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	

支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
支出事務	負担金、補助金又は交付金を支出しているか（負担金は研修負担金を除く。）	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

（２）職員の変則勤務に伴い、業務の引継ぎ等が適切になされないリスク

- ・ 当館の休業日が月曜日であることから、職員の週休日は、月曜日とそれ以外の曜日で職員ごとに異なる日に設けられている。職員間の業務の引継ぎや上位職による事務処理に係るチェックは適切になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 週休日を設ける曜日を可能な限り集約するようしたり、原則として毎月第２週の木曜日を全職員の勤務日とし、当該日に全体会議を行ったりすることで、職員間の業務に関する情報の共有を行っている。また、文書取扱主任による審査を先行し、そこで発見された事務処理誤りについては担当係長にその内容の説明をした上で差し戻し、担当係長から担当者に指導することにより、事務処理の適正執行に努めている。

（３）現金の取扱いが適正になされないリスク

- ・ 来館者へのサービス提供として、ミュージアムショップを運営し、展覧会図録や関連グッズなどの販売売上げは、令和元年度において年間 9,794 千円であった。売上収入に係る現金の取扱いは適正になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ ミュージアムショップにおいて販売する商品の中には事業者から委託を受けて販売している商品がある。これらの商品に係る売上金の保管については、歳計外現金の保管を限定している地方自治法第 235 条の 4 第 2 項の規定への抵触が懸念される。関係各課と協議等を行って、ミュージアムショップにおける商品販売業務の全てを令和 3 年度から事業者へ委託することにより、この問題の解決を図るべく取り組んでいる。

意見

現在検討しているミュージアムショップにおける商品販売業務の委託に当たっては、他都市の事例を調査するとともに関係各課等と協議を行って法的な課題を整理したうえで、適正な方法により行うこと。

(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

(5) 博物館施設及び資料の危機管理が適切になされないリスク

- ・ 自然災害、停電、火災、事故、事件などの緊急事態に遭遇した場合において、来館者の生命身体や資料、施設及び設備などの被害を最小限にとどめつつ、業務の継続又は早期復旧を可能とするための管理は平時から適切になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 文部科学省が示している「博物館における施設管理・リスクマネジメントガイドブック」や当館において定めた危機管理マニュアルを使った研修や防災訓練などを定期的実施することにより、継続的に職員に意識づけをして、危機管理体制の強化に努めている。

意見

土のうの一部に袋が破れ砂がこぼれているものが見受けられたり、収蔵庫内の棚の上に固定化されずに置かれている模型資料があったりした。水災害や地震災害等に備えた施設、設備、資料、観覧者、職員等の防護対策を改めて徹底すること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 資料収集について【住民福祉の向上の視点】

博物館が行う事業のうち最も基本的なものとして資料収集保存事業があり、令和元年度は、新たに700点を超える資料の寄贈及び寄託を受けた。市民の教育や地域における学術・文化の発展を促し、市民活動や地域活動の一層の活性化に資するため、引き続き、資料の所在等の調査研究を行うとともに、資料の展示上の効果を考慮しながら、必要な資料を体系的に収集・保存すること。

② 収蔵資料の展示等について【住民福祉の向上の視点、有効性の視点】

ア より多くの収蔵資料をできるだけ多くの市民に観覧してもらえる機会を創出するため、資料を積極的に展示する方法を研究し、資料の有効活用を図ること。

イ 収蔵資料をデジタル化しホームページに掲載し公開しているが、資料を体系別に整理して公開するなど、市民の目を引き当館に足を運びたいくなるような公開方法について研究を継続すること。

③ 運営体制の強化について【有効性の視点】

学芸員の資格を有する職員の数が不足しており、展示公開事業や教育普及事業の実施に終始せざるを得ず、調査研究事業に十分に取り組むことができない状況にある。研究紀要は平成18年度を最後に作成できていない。また、天文係においては、職員の在職期間の長期化も生じている。各職員の専門的な能力が適切に培われ、かつ、専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、引き続き、学芸員の資格を有する職員の増員配置を人事当局に要望すること。併せて、地域、学校、民間企業・団体などとの連携・協働におけるコーディネート機能を強化するとともに、効果的な業務の在り方等について必要に応じて適切な見直しを行い、その運営体制の強化に努めること。

④ 館内案内業務について【効率性の視点】

来館者の受付や館内放送を含む案内などの業務を委託により実施している。契約の更新により受託業者が変わる際は、顧客満足度の高い接遇を提供できるよう、これまで培ってきたスキルやノウハウをシステム化しておくことで、円滑に次の受託業者にその継承を行うこと。

⑤ 特別展示室の貸出しについて【住民福祉の向上の視点】

特別展示室の使用に際して、展示作業中に大きな音を出さないことなど、多くの使用条件・遵守事項を定めており、使用者から利用しづらいとの声を聞く。博物館施設や収蔵資料の適切な管理という博物館機能維持の面から他施設と比べて厳しい制限となっていることについて事前に十分説明したうえで貸館を行うとともに、条件等について、使用者の利便性を考慮し、緩和できるところはないか改めて見直すこと。

⑥ 図書館、文化会館等との連携・協働について【有効性の視点】

社会のニーズの多様化に伴い、博物館には地域の文化芸術を発信するだけでなく新たな文化芸術の創出につながる拠点としての役割が期待されている。当館が収蔵する資料等の更なる活用を図り、より効果的な博物館事業を実施できるよう、図書館、文化会館等との連携・協働に関する研究を継続すること。

⑦ 事務室の安全対策、整理整頓等について【有効性の視点】

職員が効果的かつ効率的に職務を行えるよう、次に掲げる事項などに留意して、事務室

の安全対策、整理整頓等を講じること。

ア 事務室内において、書類棚の転倒防止措置が不十分なところが見受けられた。職員の安全を守るため適切に対処すること。

イ 使用されていないフィルムカメラ等が多数、保管されていた。不要なものがあれば適切に処分すること。

ウ エントランスホールに設置されている鍵付き傘立て（120本分）のスペアキーが事務室内の金庫に保管されていた。利用者が鍵を紛失した際に対応しやすいように、その保管の場所と方法を工夫すること。

教育委員会 学校教育課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 教育委員会学校教育課
 - 対象年度 令和元年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和2年11月18日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会学校教育課の主な業務内容及び職員数（令和2年9月1日現在）は、次のとおりである。

【学校教育課】

学校教育課 職員2人	(1) 市立小学校、中学校の運営管理に関すること。
	(2) 就学に関すること。
学事係 職員5人 会計年度任用1人	(3) 学校運営に係る経費の計画及び運用に関すること。
	(4) 市立小学校、中学校等の就学援助及び特別支援教育就学奨励に関すること。
	(5) 課の庶務に関すること。
教職員係 職員3人 会計年度任用2人	(1) 学校の組織に関すること。
	(2) 教職員の人事に関すること。
	(3) 教職員の免許に関すること。
	(4) 教職員の服務に関すること。
保健給食係 職員5人 会計年度任用5人	(1) 学校の保健衛生に関すること。
	(2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
	(3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
	(4) 学校給食に関すること。

	(5) 学校保健会の育成助言に関する事。
	(6) 中学校給食推進室に関する事。
中学校給食推進室	(1) 給食センターの整備及び運営に関する事。
	(2) 市立中学校の配膳室等の整備に関する事。
職員 3 人	(3) その他給食センターの整備及び運営に関する事。

(職員 18 人、会計年度任用 8 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 支出事務の適正な執行がなされないリスク
- (3) 契約事務の適正な執行がなされないリスク
- (4) 補助金が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク
- (5) 扶助費が不適正に支出されるリスク
- (6) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクは相当程度あるものと評価した。事前調査の結果、事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○

支出事務	負担金、補助金又は交付金を支出しているか（負担金は研修負担金を除く。）	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
支出事務	扶助費を支出しているか	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	1 / 4	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
契約事務	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

（２）支出事務の適正な執行がなされないリスク

- ・ 歳出予算の執行において、予算執行伺、支出負担行為、支出命令等が法令、規則、予算等に従い適正になされているか。また、支払は適正な時期になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 手数料の支出において、予算の会計年度独立の原則に違反していたものが複数件、見受けられた。適正な事務処理を行うこと。

指 摘

著しく不適切な財務会計処理が見受けられた。今回の誤りを重く受け止め、財務会計事務処理において必要とされる基礎知識の習得と上位職によるチェック体制の強化に向けて早急に取り組むこと。

(3) 契約事務の適正な執行がなされないリスク

- ・ 事業者と締結している業務委託契約について、事業者の選定、契約金額の決定、履行の検査確認が適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 学校給食調理業務委託や児童生徒の健康診断業務委託など年間60件を超える業務委託の契約を事業者等と締結しており、そのうち半数以上が単独随意契約によるものであった。中には同じ業務委託で前年度に続けて競争入札の不調により随意契約によったもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）があり、それについては、不調となった原因を追究したうえで、その解消に向けて発注方法を検討しているとのことであった。地方自治法、契約施行規則その他関係法令及び外部委託等適格審査部会作成のガイドラインに従って適切に事務処理を行う必要がある。

(4) 補助金が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク

- ・ 補助金は、適正に支出され、交付目的に従って使用されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 学校給食用物資の一括購入・管理及び給食費の収支管理を行っている公益財団法人四日市学校給食協会に対し、その運営費として2千1百万円の補助金を交付している。事業完了報告時に収支決算書を提出させ、補助金の交付が目的に合致したものか、補助の必要性が認められるものかなどについて審査を行っている。また、同法人において定期的に専門家による会計書類のチェックを受けるとともに、当課においても実地調査等により会計書類のチェックを実施し、同法人の財務状況の把握及び監督を行っている。

(5) 扶助費が不適正に支出されるリスク

- ・ 扶助費である就学援助費及び特別支援教育就学奨励費は、適正に支出されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者や特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、就学援助費又は特別支援教育就学奨励費を支給している。支給対象者や支給額の誤りなどが発生しないよう、複数の職員によるチェックを徹底するなど、引き続き支出事務の適正化に努める必要がある。

(6) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。「報告・連絡・相談」の徹底により上司や同僚による支援が十分になされ、職員にとって働きやすい職場環境と

なっており、労働安全衛生法に基づき実施された職員のストレスチェックにおいても良好な結果であったとのことであるが、継続して、時間外勤務の縮減に向けた対応策を検討する必要がある。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 教員の働き方改革の推進について【有効性の視点】

小学校における教科担任制の導入、学校業務アシスタント等の配置人数の拡充などにより、教員の時間外勤務の縮減に努めて、授業準備や教材研究などの時間を確保し、教育の質の向上につなげること。また、教員の健康の維持とワーク・ライフ・バランスの確保にも努めること。

② 学校業務サポート事業について【有効性の視点】

児童生徒への配付物の印刷などの補助的業務を担う学校業務アシスタントとスクールサポートスタッフ（以下「アシスタント等」という。）を各学校に配置しており、教員の業務負担の軽減に効果を上げている。これまでの事業効果を検証したうえで、改めて必ずしも教員が担う必要のない業務と教員が担うべき業務との仕分けを行うことでこの事業を更に充実させ、教員の業務負担の更なる軽減と児童生徒等と向き合う十分な時間の確保につなげること。併せて、アシスタント等の担う業務は、試験問題などの機密性の高い情報や個人情報を取り扱うものであることから、研修を実施するなどして、アシスタント等に対する情報の適正管理に関する指導を引き続き徹底すること。

③ 児童生徒の事故防止対策について【有効性の視点】

ア 児童生徒の校内での事故について学校施設や設備に由来するものがあればその改善・改修が必要となるため、当課が所掌する日本スポーツ振興センター災害共済給付金の手続きを通じて、学校において発生する児童生徒のけがや交通事故の状況を把握し、その原因及び施設設備の状況（例えば、運動場の広さや校舎の老朽化の程度など）との関連性を調査すること。

イ 学校内や登下校時における児童生徒の安全確保のため、当課、学校及び教育委員会関係課において事故に関する情報を共有し速やかに対応できるような仕組み・体制が整備されているか改めて確認し、教育委員会全体として継続して事故防止対策を講じること。

ウ 各学校の防犯カメラやモニターについて、その設置状況を把握したうえで、児童生徒の安全確保のため効果的に機能するものを必要な数量、必要な場所に設置すること。

④ 学校・保護者等間における連絡手段について【住民福祉の向上の視点】

児童生徒が疾病等により学校を欠席する場合の連絡手段として、保護者等からの電話又は連絡ノートのやり取りによっている学校がほとんどである。保護者等の利便性を考慮して、電子メールを活用したものなど効率的な連絡手段の導入を検討し、推進すること。

⑤ 就学援助制度の充実について【住民福祉の向上の視点】

子どもの教育について家庭の経済状況により格差が生じないように、援助費の額、支給方法等の見直しを行うことにより就学援助制度の更なる充実を図ること。入学準備に相当する給付と同様にその他の給付についても事前の支給ができないか検討すること。

⑥ 学校図書の実質について【住民福祉の向上の視点】

小学校だけでなく中学校においても図書の読み聞かせを行っており、中学生からも好評で、教育上、良い影響を与えているとのことである。引き続き、子どもの活字離れが加速しないよう、図書の整備と学校司書を活用した豊かな読書環境づくりを推進すること。

⑦ 学校三師の活用について【有効性の視点】

中学校の定期監査において、学校三師（学校歯科医）との日程等の調整が上手くいかず、学校が計画した学校保健活動の日に参加してもらえなかった事例が見受けられた。学校がそれぞれの特性に応じて学校三師の知見を十分活用できるよう学校三師制度の円滑な運用に配慮すること。

⑧ 学校給食費の公会計化について【効率性の視点、住民福祉の向上の視点】

学校給食費の徴収・管理業務はそれぞれの学校で行われているものの、ほとんどの家庭が口座振替による支払となっているため、教職員が現金を取り扱う機会は限られている。しかし、口座振替ができなかった場合など学校給食費の滞納整理に関する業務は残っており、それが教職員の業務負担となり長時間勤務の一つの要因となっている。文部科学省から令和元年7月に学校給食費の公会計化の取組みを推進するよう各地方公共団体に通知がなされたところである。教員の業務負担の軽減だけでなく保護者の利便性の向上、学校給食費の管理における透明性の向上などが見込まれるため、学校給食費の公会計化の推進を図ること。

⑨ 共同学校事務室における事務処理について【有効性の視点】

市内の小中学校を地域ごとに6ブロックに分けて、各ブロックの1校に共同学校事務室を設置して、ブロック内の小中学校の事務職員が財務に関する事務を共同処理している。事務処理誤りの件数は減少してきているものの、なお、一定数が散見される。共同処理による効果を更に高めるため、共同学校事務室において、財務事務に関する知識の蓄積や財務事務処理に関する事前審査の精度の向上が図られるよう、各学校と協力して取り組むこと。

教育委員会 人権・同和教育課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
対象部局 教育委員会人権・同和教育課
対象年度 令和元年度
対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 四日市市役所 監査委員室
監査期間 令和2年11月17日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会人権・同和教育課の主な業務内容及び職員数（令和2年9月1日現在）は、次のとおりである。

【人権・同和教育課】

職員11人 会計年度任用5人	(1) 学校人権・同和教育に関する計画・立案・評価に関すること。
	(2) 学校人権・同和教育の推進に関すること。
	(3) 学校人権・同和教育に係る関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
	(4) 課の庶務に関すること。

(職員11人、会計年度任用5人)

第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点
事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
 - (1) リスク評価チェックリストの検証
 - (2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）
 - (3) 事務分掌におけるリスク

- (4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (5) 支出事務の適正な執行がなされないリスク
- (6) 委託事業の検証のリスク

2 3 E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクは相当程度あるものと評価した。事前調査の結果、事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	1 / 6	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	○
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ・ 職員の配置において、勤続年数が3年未満の職員が多数を占めており、知識や経験が継承されていないのではないかと。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 職員の配置状況において、正職員11人中10人が勤続年数3年未満となっていたが、人権プラザの勤務経験を有した職員もおり、プラザ勤務で得た知見を人権・同和教育課が行っている事業に活かしている。また、小・中学校において、人権教育のリーダー養成研修を受講した教員が指導主事となることで、人権・同和教育課における知識や経験の継承に取り組んでいる。一般的な人権課題へのスキルは確保しているが、本市の同和問題の歴史的課題や、これまでの対策への知識が薄れつつある。

意見

四日市市における人権・同和教育の推進に関して、近年、職員の歴史認識も踏まえた同和問題に関する知見が十分でないという指摘もある。過去の同和問題の起源や歴史を継承しつつ、その上で更なるスキルを積み上げること。特に、若手教員には人権・同和問題に関する事業の継承だけでなく事業の背景にあるものをしっかりと伝えていくこと。

- ・ 人権プラザに配属されている職員と人権・同和教育課において、十分な意思疎通が図られていないことはないかと。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 正職員4人及び会計年度任用職員4人は、各人権プラザに配属されているが、人権プラザは総務部人権センターの組織になる。そのため、人権プラザにおいて指導主事会議、進路コーディネーター会議を毎月開催して、当課の課長や人権プラザの館長も参加することにより意思疎通や情報の共有が図られている。

(3) 事務分掌におけるリスク

- ・ 事務分掌における人権プラザ事業が不明確になっていないかと。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 当課の事務分掌においては、学校人権・同和教育に係る内容が明記されているが、人権プラザ事業については明確に記されていない。そのため、人権プラザ事業について、人権センターが所管する社会教育と人権・同和教育課が所管する学校教育の役割分担が曖昧であることや職員の位置づけが不明確になっていることが想定できる。

意見

公有財産の所管について、これまでプラザの前身が隣保館や教育集会所として整備され

てきたことから、総務部の人権・同和政策課が所管するプラザと当課が所管するプラザに分かれている。合理的な管理の在り方について総務部人権・同和政策課と検討すること。

(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員 9 人に対して、1 人が年間 360 時間を超える時間外勤務を行っていた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進める必要がある。

指 摘

人権・同和教育課は他の部署に比べると職員数が少ないので、所属長は各職員の勤務状況をより注視して管理にあたることで、時間外を減らして目標を達成できるようにすること。

意 見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

(5) 支出事務の適正な執行がなされないリスク

- ・ 歳出予算の執行において、予算執行伺、支出負担行為、支出命令等が法令、規則、予算等に従い適正になされているか。また、支払は適正な時期になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 需用費の支出において、適正な時期に支払が行われていない事例が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

指 摘

- ① 共通事務における不適切な事案が前回監査よりも増えている。職員の異動による事務的な引継ぎが手薄になることによりリスクが発生するので、今回の監査を受けて、チェック体制と内部統制をしっかりと行うこと。

② 消耗品等の購入に伴う支出負担行為兼支出命令の事務において、摘要欄には購入物品等の具体的な内容を記入し、請求内容が正しいか確認できるようにすること。

また、内訳明細書の合計額は支出金額と一致するよう作成すること。

③ 四日市人権・同和教育研究会への事業費補助金について、実績報告書の収支内訳書にある精算払の日付誤りが見受けられた。実績報告書等の確認は複数で行い、チェックを徹底すること。

(6) 委託事業の検証のリスク

- ・ 委託事業における事業内容の検証及び履行確認は適正になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 子ども人権文化創造事業や自己実現支援事業は、仕様書において事業内容が定められているが、詳細な内容については地域の特徴を出してもらった提案型となっている。そのため、事業内容の検証や、実施報告に基づき履行確認を実施しての精算払いとなる。令和元年度は、コロナの影響で一部の事業が中止となっていたが、適正に精算払いが実施されていた。

意見

自己実現支援事業について、その必要性について十分に説明ができるよう事業目的を明確にし、効果的な事業とすること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① メディア・リテラシーの養成について【有効性の視点】

ア 学校で使っているタブレットを、将来、自宅へ持ち帰れるようになると、子どもたちが自由にタブレットを扱えるようになる。タブレットを通してインターネット等から得られた誤った情報をうのみにしたり安易に拡散することがないよう、メディア・リテラシーの養成に一層力を入れ、関係各課や学校と連携して指導すること。

イ メディア・リテラシーの養成を通じた人権教育の推進について、モデル校3校で実施し、その後、公開授業を通して各校へ共有していくとしていたがコロナの影響で共有ができていない。コロナ禍の中で公開授業の実施が難しいのであれば、ICTや様々なツールの活用を検討して、メディア・リテラシー教育の共有を図ること。

② 性自認や性的指向に基づく差別について【有効性の視点】

ア 性自認や性的指向について、成長とともに自分が周りの人と違うことを自認する児童・生徒がいる。学校と連携して差別につながらないように注視すること。

また、認知件数など子どもの実態を把握することは重要であるが、その手法を研究するに当たっては、プライバシーや子どもたちの気持ちに十分配慮して行うこと。

イ 性的少数者に関する教職員向けの人権研修においても、身近に性自認や性的指向の問題を抱えた人がいる可能性があることを十分認識するよう徹底すること。

③ 外国人の差別について【有効性の視点】

外国籍の子どもが多い地域では、お互いを認め合う多文化共生の環境がある地域となっている。外国籍の子どもと共生できる環境の良い面を前面に出すとともに、外国人に対する差別につながることはないよう人権教育を進めること。

④ 人権に配慮した施設整備について【住民福祉の向上の視点】

子どもたちの学校生活について、性自認などのある子どもがトイレ等の学校施設を意識せず使えるよう人権に配慮した取組みを学校と連携して行うこと。

また、アセットマネジメントの修繕や大規模改修の際には、誰でも自由に使える「みんなのトイレ」など、当課が持つ様々な事象や情報を反映させ、人権に配慮した施設整備を教育施設課と連携して進めること。

⑤ 人権啓発につながる事業名について【有効性の視点】

歳入歳出予算における事業名について、「人権学習機会提供・充実事業費」などの事業名は具体的な事業内容がわかりにくい。事業の認知や啓発につながるよう取組み内容がわかりやすい事業名を検討すること。

⑥ 四日市人権・同和教育研究会の事務局について【有効性の視点】

人権・同和教育課内に現在、四日市人権・同和教育研究会の事務局がある。四日市人権・同和教育研究会は、事務局の自立化のため、人員の確保や事務局準備金の積立てなどに取り組んでいる。より活発な人権教育・啓発活動を続けることができるよう、引き続き、この取組みを継続するよう研究会と協議すること。

教育委員会 指導課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 教育委員会指導課
 - 対象年度 令和元年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和2年11月16日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会指導課の主な業務内容及び職員数（令和2年9月1日現在）は、次のとおりである。

【指導課】

指導課 職員 1 人	(1) 学校教育の指導助言に関すること。
	(2) 教育課程に関すること。
指導第一係 職員 9 人 会計年度任用 3 人 英語指導員 1 1 人	(3) 教科書その他教材の取扱に関すること。
	(4) 教育指導に関する資料の作成、刊行に関すること。
	(5) 生徒指導に係る指導助言に関すること。
	(6) 生徒指導に係る調査及び報告に関すること。
指導第二係 職員 6 人 会計年度任用 3 人	(7) 児童、生徒の非行化防止事業に関すること。
	(8) 生徒指導に係る相談業務に関すること。
	(9) 生徒指導に係る事務の保護矯正機関との連絡調整に関すること。
	(10) 課の庶務に関すること。

（職員 16 名、会計年度任用職員 6 名、英語指導員 11 名）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 庶務担当者の配置上のリスク
- (4) 学校づくりビジョンや学びの一体化事業の市内での格差発生のリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においてはリスクは高かったが、財務会計事務、文書事務などの事務一般について、概ね適正に事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4/4	
支出事務	負担金、補助金又は交付金を支出しているか（負担金は研修負担金を除く。）	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4/4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4/4	○
契約事務	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4/4	
情報管理	個人情報を扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4/4	

組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4/4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4/4	○

（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象者の9割以上が年間360時間を超える時間外勤務を行っている状態にある。職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの実現のため、引き続き勤務時間管理の適正化と職員の意識改革を推進する必要がある。

意見

- ① 必要があれば、増員の要望も積極的に行っていくこと。
- ② 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

（３）庶務担当者の配置上のリスク

- ・ 正職員である庶務担当者は一人ではほかの正職員はすべて学校教諭であり、また別の業務を担っている。庶務事務における担当者の負担が大きいのではないか。事務処理についての疑問等をその職員で抱え込むようなことはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 庶務事務が重なって量が多くなる時はあるものの、負担が大きすぎるとまではいけない状況であり、教育委員会の主管課である教育総務課をはじめ、同じ教育委員会内の他の所属も同フロアにあるので、共通部分も多い事務仕事への疑問等についての相談も容易に行える環境にあるとの認識であったが、本監査で、不適切な事務処理がみられたとともに、教育委員会内の所属の多くで事務処理誤りがみられることから、教育委員会内の連携については実効性が薄い。

指 摘

法改正に伴う業務委託契約の変更手続において調達契約課からの指示事項を看過している事例があった。適正な事務処理に努めること。

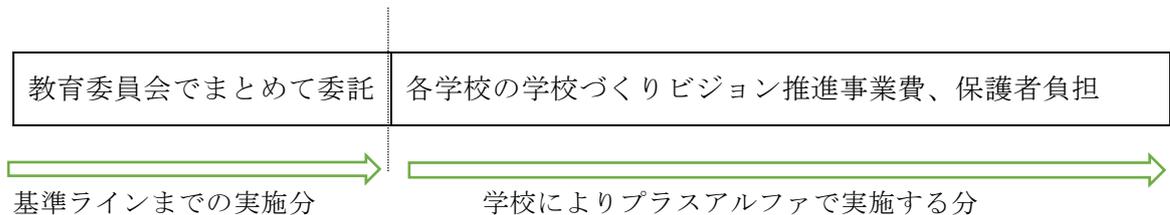
(4) 学校づくりビジョンや学びの一体化事業の市内での格差発生のリスク

- ・ 各学校または各中学校区ごとに作成、活動を行っているが、市の施策や方針との整合性はあるのか。市内の統一的な課題への取り組みについて濃淡が出ることはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 学校づくりビジョンについては、市の施策や方針をもとに作成されており、校長と教育委員会の全課長との面接も行き、内容について確認、検証している。学びの一体化事業については、市一律で、つきたい力や方向性は定めた上で、それをもとに各中学校区でサブテーマを設定している。担当者研修会において各中学校区のテーマや情報の共有、活動の報告を行ったり、全中学校区の取組みをまとめた冊子を作成したりしており、一定の統一性は担保されているとの認識であった。しかし、標準学力検査（NRT、CRT）の実施において、指導課が必要とする基準を超える分について、各学校判断で学校づくりビジョン推進事業費から実施している学校がみられるなど、教育内容の公平性の面で課題がある。

標準学力検査(NRT、CRT)の費用負担



意 見

標準学力検査（NRT、CRT）の実施方法や回数について、各学校に裁量を与えている部分が多く、公教育としての公平性の担保されているのか懸念が生じる。少なくとも、市として一定の方針を示し、最低限の線引きをすること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見

① 学校づくりビジョン推進事業委託の事業内容の整理について【合規性の視点】

学校づくりビジョン推進事業において、地域と協力して行う事業を、学校運営協議会や学校づくり協力者会議へ委託しているが、その対象となる事業に明確な基準がなかった。仕様書に記載のない事業が、実施報告書で報告されている場合もあり、本委託の対象事業をさらに整理すること。

② 推進事業予算の使途について【有効性の視点】

学校教育課が各学校に配分する学校管理費と、開かれた学校づくり推進事業や学校づく

りビジョン推進事業の予算の使途の違い、基準がわかりにくい点がある。学校づくりビジョン推進事業では、その予算での支出対象経費について費目ごとの取決めはされているものの、各推進事業予算が、単に事務費として扱われているようにも思われる。本来の事業目的との関係性を説明できるよう、執行に当たっては留意すること。

③ 新型コロナの影響への対応について【住民福祉の向上の視点】

ア ALT（英語指導員）の配置が当初計画どおり進められないという状況は今後も考えられる。ALT（英語指導員）が不足して英語教育が手薄になることのないよう、配置の手段について引き続き適切な対応をしていくこと。

イ オンラインでの授業の検討も、コロナ禍においては必要である。さまざまな課題もあるが、引き続き研究を進め、取り組んでいくこと。

④ 学びの一体化の取り組みについて【住民福祉の向上の視点】

保育園及び幼稚園との連携を強め、就学前教育も引き続き大切にして、就学前から中学校までの一体的な教育に取り組んでいくこと。

⑤ いじめへの対策について【住民福祉の向上の視点】

いじめの認知件数について、全国の件数や他自治体の件数との差の理由を分析し、実際に存在するいじめを見落とすことのないようにすること。また、スクールロイヤーによる講習等や、AIの活用について、今後もよく研究し、できるかぎり早く実践の場で活用できるように、必要な予算も適切に要求して取り組んでいくこと。

⑥ みえスタディチェックについて【有効性の視点、効率性の視点】

みえスタディチェックについて、未だ教員の負担が重い部分もある。業務量に対する効果の程度を分析し、どうあるべきか今後も検討すること。

⑦ クラブ活動における教員の負担について【住民福祉の向上の視点】

クラブ活動は、中学校教員の大きな負担となっている。教員が授業や生徒指導に専念し、心身の健康を維持するためにも、部活動協力員、部活動指導員を十分に機能させるなど、引き続き教員の負担軽減に取り組むこと。

⑧ 自傷行為等への対策について【住民福祉の向上の視点】

子どもの自傷行為の報告件数が今年度は多いとのことであるが、その情報把握、共有に努め、経年の変化、傾向等分析し、対策を検討すること。

⑨ 学校図書館いきいき推進事業について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】

学校に派遣している図書館司書を、多様な分野で活用し、子どもたちに読書の喜びを伝え、活字離れを防ぐ工夫を行うこと。また、取組みについては、学校間でばらつきのないよう、統一した指導を行うこと。

⑩ スクールカウンセラー等の配置について【住民福祉の向上の視点】

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ハートサポーター等は学校現場において強く必要とされており、派遣の要望は多いが、派遣の回数として十分とはまだいえない状況にある。特にスクールソーシャルワーカー、ハートサポーターは、アウトリーチができるということが大きな強みであり、多様な課題への対応として効果が期待できる。引き続き現場の声を聴きながら、現状を分析し、必要に応じて拡充も検討しながら、大いに活用して機能させること。

⑪ 教員のコミュニケーション能力について【住民福祉の向上の視点】

教員のコミュニケーション能力不足についての話をよく耳にするが、その能力が教育に与える影響は大きい。組織として教育するという視点を持ち、適切に指導していくこと。

教育委員会 教育支援課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 教育委員会教育支援課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年11月16日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会教育支援課（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（令和2年9月1日現在）は、次のとおりである。

【教育支援課】

教育支援課 職員1人	(1) 教育関係職員の研修に関する事。
	(2) 教育用コンピュータ機器の整備及び運用支援に関する事。
	(3) 教育課題に係る調査及び研究に関する事。
	(4) 三泗教育研修運営委員会に関する事。
研修・研究グループ 職員9人 会計年度任用2人	(5) 就学支援及び特別支援教育に関する事。
	(6) 教育相談に関する事。
	(7) 不登校児童生徒の適応指導に関する事。
特別支援教育・相談 グループ 職員12人 会計年度任用9人	(8) 四日市市立教育センター及び四日市市立視聴覚センターに関する事。
	(9) その他教育に関する調査及び研究並びに研修に関する事。
	(10) 課の庶務に関する事。

（職員22人、会計年度任用職員11人）

第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点
事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
 - (1) リスク評価チェックリストの検証
 - (2) 多目的な事務分掌によるリスク
 - (3) 不登校への対応について
 - (4) 不登校対応における所管課の不明瞭さについて
 - (5) 不登校対応と国の方針との整合性について
 - (6) 庶務担当者の配置について
 - (7) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- 2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点
事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、事業実施、支出事務（歳出予算の執行）、契約事務（委託業務）、財産管理（登校サポートセンター所管）、情報管理、組織・人員（時間外勤務等）の項目で点数が高いが、全体的なリスク点は中程度である。実査では、支出事務について、不適切な事務処理が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	高架の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	

情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 多目的な事務分掌によるリスク

- ・ 特別支援教育、不登校児童生徒への適応指導、教育関係職員の研修、教育用コンピュータ機器の整備・運用支援という関連性の薄い異種の業務が同一の課の業務となっている。業務の効果的、効率的なマネジメントが難しくなっていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 「研修・研究グループ」では、教職員への研修とコンピュータ機器の整備・運用支援を行っており、近年では特に研修業務とコンピュータ機器の運用業務の関連性が密接になっており、同グループ内では、業務が効果的、効率的に行われている。

一方、「特別支援教育・相談グループ」では、特別支援教育、不登校児童生徒への適応指導、教育相談等が行われている。

両グループは、それぞれが異種の業務を行っているため、グループ間の交流はあまりなく、グループ制の効果に疑義がある。しかし、近年では、ICT活用による効果的な特別支援教育の研究も課題となっており、また、不登校児童生徒に対するオンライン授業が国から提唱されているなど、両グループの連携が求められており、グループ間の情報共有に努めている。

(3) 不登校への対応について

- ・ 不登校が増加傾向にあるが、不登校の防止策や不登校となった児童生徒への対応について、各小中学校に対し、適切な指導や対応がなされていないのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 不登校については、市教育委員会作成の冊子「登校を促す早期アプローチ」及び「不登校対応Q&A」に記載された「予防策（QU調査等）」、「初期対応（欠席3日目までの対応）」、「長期者対応」、「関係機関との連携」の4項目への対応方法等に基づき、各小中学校に対し指導を行っている。「関係機関との連携」では、教育支援課での相談や登校サポートセンターへの通級等も推奨されている。

また、令和2年度から、中学校3校（南中学校、大池中学校、中部中学校）に「校内ふれあい教室」を設置し、新たに不登校対応教員を配置し、校内の別室で対応をする取り組みを行っている。また、その3校以外の小中学校は、不登校に関する「校内委員会」を設置して学校全体で取り組んでおり、当校サポートセンター配置の2人の職員（元校長職）が

各学校に出向き、各学校の課題を把握し、必要なアドバイスを行っている。

意見

① 不登校児童生徒への対応について

各学校における不登校児童生徒への対応については、プライバシーに十分配慮を要するため、教育支援課が、各学校の相談室の出入り口の作りなどハード面の現状も把握した上で、プライバシーへの配慮について適切な指導を行うこと。また、引き続き、登校サポートセンターへの効果的なつなぎについて指導を行っていくこと。

② 不登校児童生徒の減少に関する報道について

当市の不登校児童生徒数について、ずっと増加傾向が続いていたが、令和元年度は、前年度より減少し、そのことが新聞報道されている。しかし、ここ数年増加傾向にあったのが、1回減少しただけで、それが教育委員会の施策の効果であるかどうかは、まだ不透明である。実際に不登校児童生徒はまだまだ多く存在し、問題の本質から市民の目を背けてしまうことのないよう、情報公開の方法には十分注意を払うこと。

(4) 不登校対応における所管課の不明瞭さについて

- ・ 不登校対応は、事務分掌上では教育支援課の業務となっているが、指導課においても、不登校対応として、小中学校に対する「スクールソーシャルワーカー」「スクールカウンセラー」等の派遣事業を行って効果を上げているとのことである。双方で対応することにより責任転嫁や連携不足などの弊害は発生しないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 教育支援課と指導課は、常に連携して不登校対応に当たっており、問題は生じていないとのことであるが、教育委員会内で不登校対応にかかる所管が分かれており、市民からは分かりづらい。

意見

不登校に関する所管が、指導課と教育支援課とにまたがっているところがあり、両課は常に情報共有を図っているとのことであるが、やはりタイムラグは生じる。所管がまたがっていることにより不具合が生じないよう、より一層の情報共有に努めること。

(5) 不登校対応と国の方針との整合性について

- ・ 文部科学省が令和元年10月25日に出した「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」では、支援の視点として、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると、謳われている。しかし、市教育委員会作成の冊子「登校を促す早期アプローチ」では、関係機関との連携について推奨しているものの、最終的な目標をあくまで登校として見受けられるが、国の方針との整合性が取れていないのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 市としては、不登校児童生徒に対する指導目標は、あくまで「登校」に導くことであり、国の方針との違いが見受けられる。

（６）庶務担当者の配置について

- ・ 指導主事、教諭が中心の職務環境の中で、庶務担当者は主事１人（研修・研究グループ）であり、令和２年４月には、庶務担当者の異動（配置替えによる転出・転入）もあった。また、ＩＣＴ関係の高額な委託契約等の発注も多く、近年のコンピュータ機器関係の業務量増加に伴う発注・支出事務等の増加もあり、庶務担当者の負担が大きくなっているのではないかと。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 適切に事務引継ぎを行っており、また、事務負担が過大となるようなことはないとのことである。

（７）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 時間外勤務時間数が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

指 摘

教育相談業務では、相談内容が多岐にわたり複雑な対応を求められるとともに、特別支援を要する児童生徒も年々増えてきており、関連する相談も増えているとのことである。また、ＩＣＴ関連では、教員のスキルアップのため当課職員が各学校に出向いて研修を実施するようになり、課全体の時間外勤務は、２年間続けて増加している。人事当局に人員配置を要望するとともに、管理職は、職員の心身の健康が保たれるよう管理・監督を行うこと。

意 見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 適切な事務処理について【合規性の視点】

需用費（修繕料）での支出について、取り付ける機材の数が仕様を示されていない事もあり、施工後に業者から提出された写真の中に施工前の写真が一部掲載されていない事例も見受けられた。また、その事例の中に、価格の適切性に疑義のあるものも見受けられた。適切で丁寧な事務処理を心がけること。

② 特別支援を要する児童生徒への対応について【有効性の視点】

各学校において、特別支援を要する児童生徒の状況に応じて、介助員や支援員を配置するとともに、各学校で組織的な指導・支援ができるよう、特別支援に関する研修を充実させている。また、通常学級においても、平成29年度から校内通級（サポートルーム）支援事業を開始し、毎年度モデル校5校を指定し、支援を行い、多様な支援を要する児童生徒への対応に取り組んでいる。今後も継続して、各学校や児童生徒の特性に応じた対応を取ることを。

③ 外国籍で特別支援を要する児童生徒について【有効性の視点】

当市は、外国籍児童生徒が特別支援学級に在籍する割合が高いとの報道がある。特別支援学級の対象者は、専門家等で構成される教育支援委員会で判定されており、外国籍であるとの理由での判定はなされていないとのことであるが、数値からは相関性がうかがわれる。言葉が分からないために後天的に知的障害が生じる可能性も考えられるので、個々の事例について、丁寧な対応をしていくこと。

④ 将来の学校組織運営について【有効性の視点】

就職氷河期に採用の少なかった40代教員に対し、将来の管理職として育成するため、ミドルリーダー研修の充実を図っている。引き続き、人材育成に努めるとともに、将来、40代教員が管理職になる時代の学校組織運営のあり方について検討していくこと。

⑤ 学級崩壊阻止への対策について【有効性の視点】

発達障害のある児童生徒数の増加傾向が見受けられ、通常学級において、特に低学年で学級崩壊につながるケースも見受けられるとのことである。引き続き、教育支援課と指導課が連携して対応し、早い段階で措置を取ること。

⑥ 「途切れのない支援」について【有効性の視点】

「途切れのない支援」を図るため、特別支援を要する児童生徒については、個人の発達特性や支援の方法等が記載された「相談支援ファイル」を作成しており、中学校までは同ファイルが引き継がれる。「相談支援ファイル」が、中学校卒業後も、進学先・就職先・通所先へと引き継がれるよう、保護者に指導しているとのことであるが、「途切れのない支援」が行われるよう、同ファイルが、中学校卒業後もできる限り進学先に引き継がれるような取組みを行うこと。

[※ 特別支援学級の在籍者は、中学校卒業後、約半数が特別支援学校（県立特別支援学園西日野にじ学園等）、約半数が高等学校（主に定時制・通信制）に進学しており、その後は、ほとんどが一般企業（障害者雇用）での就労又は就労支援を行う施設への通所となる。]

⑦ 医療的ケアについて【有効性の視点】

医療的ケアを要する児童生徒が、対象校に配置されている「医療的ケアサポーター」の付き添いにより、保護者の付き添いなしで学校生活を送ることができている。また、令和2年度からは、「医療的ケア指導看護師」が、対象校を巡回して「医療的ケアサポーター」と情報を共有するとともに、その役割をカバーしている。学校現場の看護師からは、2者の役割や立場の違いが分かりづらいとの声もあり、2者の役割分担について、現場に明確に伝えること。

⑧ ICT活用の教育について【有効性の視点】

令和元年度は、各小学校につき40台のタブレットを配備された。また、令和2年度中には全校児童数に相当する台数のタブレットが配備され、インターネット環境も整い、令和3年度当初から、その環境で授業における運用が開始される予定である。

他県の教育委員会や私立の学校では、コロナ対策でのリモート授業や教材づくりに腐心しているところもあるが、三重県教育委員会や本市ではそのような取組みは見られない。

現在、教育支援課が各学校に対し、1人1台のタブレットを使用した授業方法の研修を行っているところである。より高い教育効果を上げられるよう、タブレットを活用した授業方法を研究すること。また、ICTスキルのない教職員には、十分なフォローアップを行うこと。

⑨ 校務支援システムの効果について【有効性の視点】

校務支援システムについて、学校現場において、事務が効率化されたとの意見もある一方、改善要求も上がっている。できる限り、現場の実情に合った改善を行っていくこと。また、システム導入による時間外勤務の削減への効果について検証していくこと。

⑩ 人材への投資について【有効性の視点】

教育委員会職員の人材育成・知識習得は極めて重要であり、研修等の予算確保を図ること。